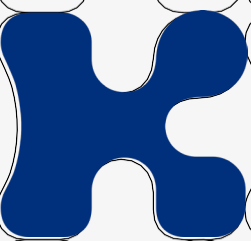
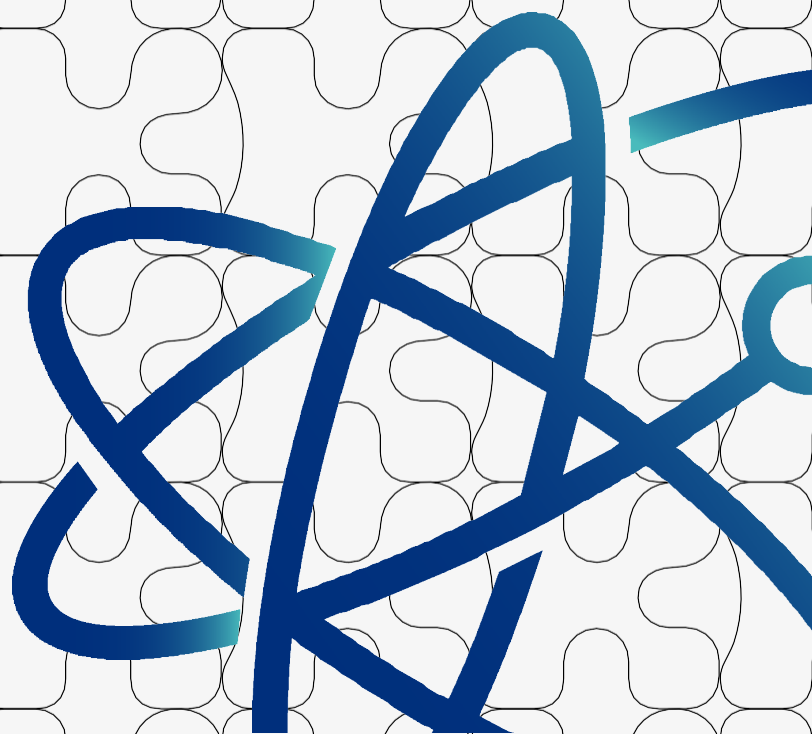


令和7年度 (2025)



学生便覧



高知健康科学大学
University of Kochi Health Sciences

目 次

学校法人 土佐リハ学院 沿革	1
令和7年度（2025年度）リハビリテーション学科 学年暦	2
別表Ⅰ 理学療法学専攻：教育課程の概要・カリキュラム・マップ	4
別表Ⅱ 作業療法学専攻：教育課程の概要・カリキュラム・マップ	8
I. 高知健康科学大学の概要	
1. 大学、学部、学科、専攻、学位の名称	13
2. 取得可能な資格	13
II. 教育の概要	
1. 教育の理念	15
2. 3つのポリシー	
1) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	15
2) カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）	16
3) アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）	
3. 教育課程（カリキュラム）	
1) 教育課程の概要	17
2) 科目一覧・カリキュラム・マップ	18
4. 教育指導体制について	
1) クラスチューター	18
2) グループチューター	18
3) 学生支援室	18
4) オフィスアワー	19
III. 授業科目履修規則	
1. 趣旨	21
2. 学年	21
3. 学期	21
4. 休業日	21
5. 修業年限と在学年限	21
6. 教育課程	21
7. 単位の算定	21
8. 講義時間	22
9. 授業科目の種類、履修方法	22
10. 履修登録	22
11. 授業の遅刻・欠席・公欠の取り扱い	22
12. 休講・補講	23
13. 履修の認定	23
14. 実習停止	23
15. 試験（試験の種類、追試験、再試験、不正行為）	23
16. 試験受験資格	23
17. 履修の認定（成績の評価、GP、GPA）	24
18. 進級の認定	24
19. 再履修	25

20. 卒業要件	25
21. 学位の授与	25
IV. 学生生活に関する手続き	
1. 総則	27
2. 誓約書	27
3. 学生証	27
4. 住所届及び身上異動届	27
5. 欠席、遅刻及び早退	28
6. 健康診断	28
7. 休学、復学及び退学	28
8. 学生団体	28
9. 集会	29
10. 掲示	29
11. 施設・備品の使用	29
12. 駐車・駐輪の許可	30
V. 附属図書館規程	31
VI. 団体活動助成規程	34
VII. 学生生活の手引き	37
VIII. 学生関係規則	
学生納付金等に関する規則	47
臨床実習関連経費徴収規則	49
科目等履修生規則	51
研究生規則	53
個人情報取り扱い要領	55
学則および諸規程	
1. 高知健康科学大学学則	57
2. ハラスメントに関する規程	66
3. 学生表彰に関する規程	71
学生届出様式一覧	72

学校法人 土佐リハ学院

沿革

平成 4 年 6 月	本校運営法人となる社団法人土佐香南会設立 初代理事長 黒石繁行 就任
平成 5 年 4 月	香南リハビリテーション大学校 開校 第 1 回入学式 初代校長 梅澤俊一 就任 理学療法士作業療法士養成施設の指定
平成 8 年 2 月	学校教育法に基づく専修学校の認可 校名を「土佐リハビリテーションカレッジ」に変更
平成 9 年 3 月	第 1 回卒業式挙行 同窓会「未来会」発足
平成 10 年 4 月	第 2 代校長 瀬戸勝男 就任
平成 15 年 3 月	本校運営法人を学校法人土佐リハ学院に移行
平成 16 年 4 月	第 3 代校長 古郡隆弘 就任
平成 17 年 12 月	高度専門士認可
平成 18 年 2 月	第 2 代理事長 古郡隆弘 就任
平成 21 年 4 月	高知市大津の新校舎に移転 定員を理学療法学科 40 名、作業療法学科 40 名に増員
平成 22 年 6 月	第 3 代理事長 依光隆夫 就任 第 4 代校長 宮本謙三 就任
平成 25 年 6 月	第 4 代理事長 森尾尚司 就任
平成 27 年 4 月	第 5 代理事長 大崎博澄 就任
令和 4 年 10 月	文部科学省に「高知健康科学大学」設置認可を申請
令和 5 年 10 月	文部科学省より「高知健康科学大学」設置認可
令和 6 年 4 月	高知健康科学大学 開学 初代学長 宮口英樹 就任 健康科学部リハビリテーション学科(理学療法学専攻/作業療法学専攻)設置 開学式典・第 1 回入学式

令和7年度 高知健康科学大学
健康科学部 リハビリテーション学科
学年暦 < 1 年次用 >

	日	月	火	水	木	金	土	備 考
4 月			1	2	3	4	5	2 入学前オリエンテーション
	6	①7	①8	①9	①10	①11	12	3 入学式 7 前期講義開始
	13	14	15	16	17	18	19	24 スポーツ大会
	20	21	22	23	24	25	26	29 昭和の日
5 月	27	28	29	30	1	2	3	3 憲法記念日
	4	5	6	7	8	9	10	4 みどりの日
	11	12	13	14	15	16	17	5 こどもの日
	18	19	20	21	22	23	24	6 振替休日
	25	26	27	28	29	30	31	
6 月	1	2	3	4	5	6	7	22 開設記念日
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
7 月	29	30	1	2	3	4	5	21 海の日
	6	7	8	9	10	11	12	[前期試験] 7/28～8/7
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
8 月	27	①28	①29	①30	①31	①1	2	[夏季休業] 8/8～8/31
	3	4	5	6	7			11 山の日
	10							
	17							
	24							
9 月	31						6	[再試・補講期間] 9/1～9/12
	7						13	8 健康診断 15 敬老の日
	14	15	16	17	18	19	20	23 秋分の日 [早期臨床体験実習]
	21	22	23	24	25	26	27	29 後期講義開始
	28	①29	①30	①1	①2	①3	4	
10 月	5	6	7	8	9	10	11	11、12 かんきつ祭
	12	13	14	15	16	17	18	13 スポーツの日
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30	31	1	
11 月	2	3	4	5	6	7	8	3 文化の日
	9	10	11	12	13	14	15	23 勤労感謝の日
	16	17	18	19	20	21	22	24 振替休日
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	1	2	3	4	5	6	
12 月	7	8	9	10	11	12	13	[冬季休業] 12/24～1/6
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23					
	28							
1 月	4							12 成人の日
	11	12	13	14	15	16	17	[後期試験] 1/30～2/12
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	①30	31	
2 月	1	①2	①3	①4	①5	6	7	11 建国記念の日
	8	9	10	11	12	13	14	23 天皇誕生日
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
3 月	1	2	3	4	5	6	7	[早期臨床体験実習]
	8	9	10	11	12	13	14	7 卒業式
	15	16	17	18	19	20	21	20 春分の日
	22							[学年末休業] 3/21～

令和7年度 高知健康科学大学
健康科学部 リハビリテーション学科
学年暦 <2年次用>

	日	月	火	水	木	金	土	備 考
4月			1	2	3	4	5	3 入学式
	6	①7	①8	①9	①10	①11	12	4 オリエンテーション
	13	14	15	16	17	18	19	7 前期講義開始 24 スポーツ大会
	20	21	22	23	24	25	26	29 昭和の日
5月	27	28	29	30	1	2	3	3 憲法記念日
	4	5	6	7	8	9	10	4 みどりの日
	11	12	13	14	15	16	17	5 こどもの日
	18	19	20	21	22	23	24	6 振替休日
	25	26	27	28	29	30	31	
6月	1	2	3	4	5	6	7	22 開設記念日
	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
7月	29	30	1	2	3	4	5	21 海の日
	6	7	8	9	10	11	12	〔前期試験〕7/28～8/7
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
8月	27	①28	①29	①30	①31	①1	2	〔夏季休業〕8/8～8/31
	3	4	5	6	7			11 山の日
	10							
	17							
	24							
9月	31	再 試 ・ 補 講 期 間					6	〔再試・補講期間〕9/1～9/12
	7						13	9 健康診断
	14	15	16	17	18	19	20	15 敬老の日
	21	22	23	24	25	26	27	23 秋分の日 29 後期講義開始
10月	28	①29	①30	①1	①2	①3	4	11、12 かんきつ祭
	5	6	7	8	9	10	11	13 スポーツの日
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
11月	26	27	28	29	30	31	1	3 文化の日
	2	3	4	5	6	7	8	23 勤労感謝の日
	9	10	11	12	13	14	15	24 振替休日
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
12月	30							〔臨床評価実習〕12/1～12/20（案）
	7	臨床評価実習						〔冬季休業〕12/24～1/6
	14							
	21	22	23					
1月	28	冬 季 休 業						12 成人の日
	4				7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
2月	1	2	3	4	5	6	7	11 建国記念の日
	8	9	10	11	12	13	14	〔後期試験〕2/24～3/6
	15	16	17	18	19	20	21	23 天皇誕生日
	22	23	①24	①25	①26	①27	28	
3月	1	①2	3	4	5	6	7	7 卒業式
	8	9	10	11	12	13	14	20 春分の日
	15	16	17	18	19	20	21	〔学年末休業〕3/21～
	22	学 年 末 休 業						

教育課程等の概要（理学療法学専攻）

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
						必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実習	
教養基礎科目	次 科	10011 ラーニングリテラシー	1前		15	1			○		共同
		10021 情報リテラシー	1前		15	1			○		共同
		10031 初年次IPE演習	1前		15	1			○		共同
	人 間 の 探 求	10041 人間科学概論	1前		30	2		○			
		10051 心理学	1後		30	2		○			
		10061 生命倫理学	1前		15		1	○			
		10071 医療人類学	1後		15		1	○			
	社 会 の 探 求	10081 社会学概論	1前		30	2		○			
		10091 情報と社会	1後		15	1		○			
		10101 法律と社会	1後		15		1	○			
		10111 教育と社会	1後		15		1	○			
	自 然 の 探 求	10123 データサイエンス	3前		30	2		○			
		10131 災害と共に生きる	1前		15	1		○			
		10141 ライフサイエンス生物学	1前		15		1	○			
		10151 バイオメカニクス	1後		15		1	○			
	言 語 の 探 求	10161 基礎英語	1前		30	2		○			
		10171 コミュニケーション論	1前		15	1			○		共同
		10181 コミュニケーション英語	1後		15		1		○		
		10191 異文化コミュニケーション(中国語)	1後		15		1		○		
	保健体育	10201 スポーツ実践	1前		30	2				○	
	小計（20科目）		—	—		18	8	—			
専門基礎科目	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 基 礎 医 学	11011 解剖学Ⅰ	1前	○	30	2		○			
		11021 解剖学Ⅱ	1後	○	30	2		○			
		11031 骨学筋学Ⅰ	1前		15	1			○		共同
		11041 骨学筋学Ⅱ	1後		15	1			○		共同
		11042 体表解剖学	2前		15	1			○		
		11052 組織学	2後		15	1			○		
		11061 生理学Ⅰ	1前	○	30	2		○			
		11071 生理学Ⅱ	1後	○	30	2		○			
		11081 生理学演習Ⅰ	1前		15	1			○		共同
		11091 生理学演習Ⅱ	1後		15	1			○		共同
		11103 応用解剖生理学	3後		15	1		○			オムニバス
		11111 身体運動学Ⅰ	1前	○	30	2		○			オムニバス
		11121 身体運動学Ⅱ	1後	○	30	2		○			オムニバス
		11132 運動生理学	2前		30	2		○			
		11141 人間発達学	1前		30	2		○			
		11142 脳科学概論	2後		30	2		○			
		11152 医学英語	2前		15	1		○			
	小計（17科目）		—	—		26		—			
	臨 床 医 学	11161 リハビリテーション医学	1後		15	1		○			
		11171 病理学	1後		30	2		○			
		11182 内科学	2前		30	2		○			オムニバス
		11192 神経内科学	2後		30	2		○			
		11202 整形外科学	2前		30	2		○			オムニバス
		11212 精神医学	2前		30	2		○			オムニバス
		11222 小児科学	2後		30	2		○			
		11232 臨床心理学	2後		30	2		○			
		11243 臨床栄養学	3前		15	1		○			
		11253 臨床薬理学	3前		15	1		○			
		11263 救急救命処置演習	3後		15	1			○		
	小計（11科目）		—	—		18		—			
	保 健 医 療 福 祉	11271 リハビリテーション概論	1前	○	15	1		○			オムニバス
		11282 健康科学概論	2前		30	2		○			オムニバス
		11292 社会福祉学概論	2後		30	2		○			
		11303 災害リハビリテーション	3後		15	1			○		オムニバス
		11314 国際リハビリテーション学	4前		15	1		○			オムニバス
		11323 福祉住環境論	3前		15	1			○		共同
	小計（6科目）		—	—		8		—			
	小計（34科目）		—			52		—			

教育課程等の概要（理学療法学専攻）

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
						必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目（理学療法学専攻）	理学	22011 理学療法学概論	1前	○	30	1		○			
		22022 運動分析学	2後		15	1				○	共同
		22034 理学療法管理学	4前		15	1		○			オムニバス
		22043 理学療法教育学	3後		15	1		○			
		小計（4科目）	—	—		4		—			
	理学 評価学	22051 理学療法評価学	1後	○	30	1		○			
		22062 理学療法評価学実習	2後		30	1				○	共同
		22071 形態評価学実習	1後		30	1				○	共同
		22082 筋機能評価学実習	2前		30	1				○	共同
		22092 神経機能評価学実習	2前		30	1				○	共同
		22103 生理機能評価学実習	3前		30	1				○	共同
		小計（6科目）	—	—		6		—			
	理学療法 治療学	22112 運動療法学	2前	○	30	1		○			
		22122 運動療法実習	2後		30	1				○	共同
		22132 物理療法学	2前	○	30	1		○			
		22142 物理療法実習	2後		15	1				○	共同
		22152 日常生活活動学	2前		30	1		○			
		22162 日常生活活動学実習	2後		30	1				○	
		22172 装具学	2後		30	1		○			共同
		22183 義肢学	3前		30	1		○			
		22192 神経理学療法学Ⅰ	2前	○	30	1		○			
		22202 神経理学療法学Ⅱ	2後		30	1		○			
		22213 神経理学療法実習	3前		30	1				○	共同
		22222 運動器理学療法学Ⅰ	2前	○	30	1		○			
		22232 運動器理学療法学Ⅱ	2後		30	1		○			
		22243 運動器理学療法実習	3前		30	1				○	
		22253 スポーツ理学療法学	3後		30	1		○			
		22263 小児理学療法学	3後		30	1		○			オムニバス
		22273 呼吸器理学療法学	3前	○	30	1		○			オムニバス
		22283 循環器理学療法学	3後	○	30	1		○			
		22293 代謝理学療法学	3後		15	1		○			オムニバス
		小計（19科目）	—	—		19		—			
	地域 療法	21302 地域リハビリテーション学	2後	○	15	1		○			オムニバス
		21313 地域理学療法学	3後		15	1		○			オムニバス
		21323 多職種連携教育	3後		15	1			○		オムニバス・ 共同(一部)
		小計（3科目）	—	—		3		—			
	小計（32科目）		—	—		32		—			
専門科目（両専攻）	発展 科目 A	14013 筋骨格系リハビリテーション	3前		15		1		○		オムニバス
		14023 認知のリハビリテーション	3前		15		1	○			オムニバス
		14033 痛みのサイエンス	3前		15		1	○			オムニバス
		14043 予防リハビリテーション	3前		15		1	○			オムニバス
		14053 ニューロサイエンス	3後		15		1	○			オムニバス
		14063 スポーツサイエンス	3後		15		1	○			オムニバス
		14073 ヘルスプロモーション	3後		15		1	○			
		14083 がんリハビリテーション	3後		15		1	○			オムニバス
		小計（8科目）	—	—			8	—			
	発展 科目 B	14093 社会自立支援技法	3前		15		1			○	共同
		14103 児童発達支援技法	3前		15		1			○	共同
		14113 地域社会支援技法	3前		15		1			○	共同
	小計（3科目）		—	—			3	—			
	小計（11科目）		—	—			11	—			

教育課程等の概要（理学療法学専攻）

科目 区分			授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
							必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実 習	
総合科目（理学療法学専攻）	理学療法臨床実習	25013	臨床技能演習Ⅰ	3後		15	1			○		共同
		25024	臨床技能演習Ⅱ	4前		15	1			○		共同
		25031	早期臨床体験実習	1通		45	1				○	共同
		25042	理学療法臨床評価実習	2後	○	135	3				○	共同
		25053	理学療法臨床総合実習Ⅰ	3後	○	270	6				○	共同
		25064	理学療法臨床総合実習Ⅱ	4前	○	630	14				○	共同
		25074	理学療法地域実習	4前		45	1				○	共同
		小計（7科目）	—	—		27		—				
	理学療法専攻	25083	理学療法特論Ⅰ	3通		15	1			○		オムニバス
		25094	理学療法特論Ⅱ	4通		15	1			○		オムニバス
		25104	理学療法総合演習	4後		60	2			○		共同
			小計（3科目）	—	—		4		—			
	理学療法専攻	25113	理学療法研究法	3前	○	30	1		○			オムニバス
		25123	理学療法セミナー	3前		30	1			○		共同
		25134	卒業研究	4通	○	90	3			○		共同
			小計（3科目）	—	—		5		—			
			小計（3科目）	—	—		36		—			
			合計（110科目）	—	—		138	19	—			
卒業要件及び履修方法												
<理学療法学専攻>												
①教養基礎科目「初年次科目」「人間の探求」「社会の探求」「自然の探求」「言語の探求」「保健体育」の全20科目26単位から必修18単位を含む22単位以上を履修、選択科目は「人間の探求」「社会の探求」「自然の探求」「言語の探求」の8科目8単位からそれぞれ1単位以上修得する。												
②専門基礎科目「リハビリテーション基礎医学」「臨床医学」「保健医療福祉」の必修34科目52単位を修得する。												
③専門科目では、「基礎理学療法」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法」の必修32科目32単位、「発展科目A」選択8科目8単位から4科目4単位、「発展科目B」選択3科目3単位から1単位修得、計37単位を修得する。												
④総合科目「理学療法臨床実習」「理学療法統合科目」「理学療法研究」の必修13科目36単位を修得する。												
⑤卒業要件単位数は、合計147単位以上を修得する。												

カリキュラムマップ
理学療法学専攻

教育目標	1. 品格と教養を備えた質の高い医療専門職の育成 少子高齢社会の到来を背景に医療の高度化と多様化が進んでいる。様々な医療職が生まれ多職種協働による質の高い医療が求められており、本学においては高度化・多様化に対応できる質の高い医療専門職を育成する。	2. 科学的思考に基づく専門的知識と技術を備え、その発展に寄与する人材の育成 日進月歩の医学界にあって、知識と技術の絶え間ない向上は専門職としての社会的義務でもある。そうした責任感の下で、常に科学的な観点から専門性を応用し、その発展に寄与できる人材を育成する。	3. 健康科学の専門性を基礎にして社会に貢献できる人材の育成 地域医療が多様性を帯び、医療専門職には医学的・社会的な対応が求められるようになってきた。健康科学を基礎にリハビリテーション医療の専門職として社会に貢献できる人材を育成する。



教育課程等の概要（作業療法学専攻）

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
						必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実習	
教養基礎科目	次 科	10011 ラーニングリテラシー	1前		15	1			○		共同
		10021 情報リテラシー	1前		15	1			○		共同
		10031 初年次IPE演習	1前		15	1			○		共同
	人 間 の 探 求	10041 人間科学概論	1前		30	2		○			
		10051 心理学	1後		30	2		○			
		10061 生命倫理学	1前		15		1	○			
		10071 医療人類学	1後		15		1	○			
	社 会 の 探 求	10081 社会学概論	1前		30	2		○			
		10091 情報と社会	1後		15	1		○			
		10101 法律と社会	1後		15		1	○			
		10111 教育と社会	1後		15		1	○			
	自 然 の 探 求	10123 データサイエンス	3前		30	2		○			
		10131 災害と共に生きる	1前		15	1		○			
		10141 ライフサイエンス生物学	1前		15		1	○			
		10151 バイオメカニクス	1後		15		1	○			
	言 語 の 探 求	10161 基礎英語	1前		30	2		○			
		10171 コミュニケーション論	1前		15	1			○		共同
		10181 コミュニケーション英語	1後		15		1		○		
		10191 異文化コミュニケーション(中国語)	1後		15		1		○		
	保健体育	10201 スポーツ実践	1前		30	2				○	
	小計（20科目）		—	—		18	8	—			
専門基礎科目	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 基 礎 医 学	11011 解剖学Ⅰ	1前	○	30	2		○			
		11021 解剖学Ⅱ	1後	○	30	2		○			
		11031 骨学筋学Ⅰ	1前		15	1			○		共同
		11041 骨学筋学Ⅱ	1後		15	1			○		共同
		11042 体表解剖学	2前		15	1			○		
		11052 組織学	2後		15	1			○		
		11061 生理学Ⅰ	1前	○	30	2		○			
		11071 生理学Ⅱ	1後	○	30	2		○			
		11081 生理学演習Ⅰ	1前		15	1			○		共同
		11091 生理学演習Ⅱ	1後		15	1			○		共同
		11103 応用解剖生理学	3後		15	1		○			オムニバス
		11111 身体運動学Ⅰ	1前	○	30	2		○			
		11121 身体運動学Ⅱ	1後	○	30	2		○			
		11132 運動生理学	2前		30	2		○			
		11141 人間発達学	1前		30	2		○			
		11142 脳科学概論	2後		30	2		○			
		11152 医学英語	2前		15	1		○			
		小計（17科目）		—	—	26		—			
	臨 床 医 学	11161 リハビリテーション医学	1後		15	1		○			
		11171 病理学	1後		30	2		○			
		11182 内科学	2前		30	2		○			オムニバス
		11192 神経内科学	2後		30	2		○			
		11202 整形外科	2前		30	2		○			オムニバス
		11212 精神医学	2前		30	2		○			オムニバス
		11222 小児科学	2後		30	2		○			
		11232 臨床心理学	2後		30	2		○			
		11243 臨床栄養学	3前		15	1		○			
		11253 臨床薬理学	3前		15	1		○			
		11263 救急救命処置演習	3後		15	1			○		
		小計（11科目）		—	—	18		—			
	保 健 医 療 福 祉	11271 リハビリテーション概論	1前	○	15	1		○			オムニバス
		11282 健康科学概論	2前		30	2		○			オムニバス
		11292 社会福祉学概論	2後		30	2		○			
		11303 災害リハビリテーション	3後		15	1			○		オムニバス
		11314 国際リハビリテーション学	4前		15	1		○			オムニバス
		11323 福祉住環境論	3前		15	1			○		共同
		小計（6科目）		—	—	8		—			
	小計（34科目）		—	—		52		—			

教育課程等の概要（作業療法学専攻）

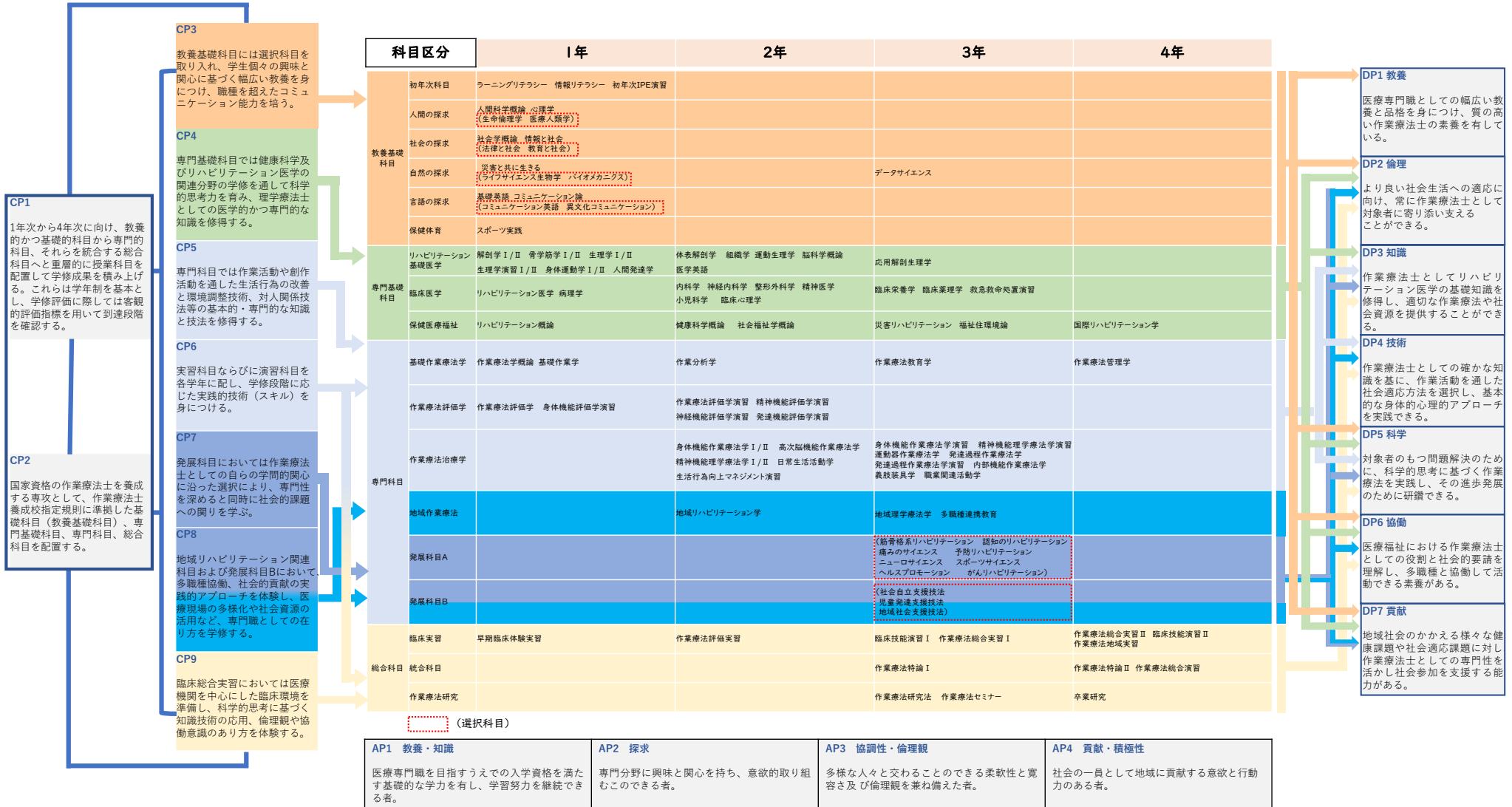
科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
						必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実習	
専門科目（作業療法学専攻）	基礎 療法 学	32011 作業療法学概論	1前	○	30	1		○			
		32021 基礎作業学	1後		15	1			○		
		32032 基礎作業学実習	2前		30	1				○	オムニバス
		32042 作業分析学	2前		15	1		○			オムニバス
		32054 作業療法管理学	4前		15	1		○			オムニバス
		32063 作業療法教育学	3後		15	1		○			
		小計（6科目）	—	—		6		—			
	作業 評価 学	32071 作業療法評価学	1後	○	30	1		○			
		32082 作業療法評価学実習	2後		30	1				○	共同
		32091 身体機能評価学実習	1後		30	1				○	共同
		32102 精神機能評価学実習	2前		30	1				○	共同
		32112 神経機能評価学実習	2前		30	1				○	共同
		32122 発達機能評価学実習	2後		30	1				○	
		小計（6科目）	—	—		6		—			
	作業 療法 治療 学	32132 身体機能作業療法学Ⅰ	2前	○	30	1		○			
		32142 身体機能作業療法学Ⅱ	2後		30	1		○			
		32153 身体機能作業療法学実習	3前		30	1				○	オムニバス・ 共同(一部)
		32162 高次脳機能作業療法学	2後		30	1		○			
		32172 精神機能作業療法学Ⅰ	2前	○	30	1		○			
		32182 精神機能作業療法学Ⅱ	2後		30	1		○			
		32193 精神機能作業療法学実習	3前		30	1				○	
		32203 運動器作業療法学	3前		30	1		○			オムニバス
		32213 高齢期作業療法学	3後		30	1		○			オムニバス
		32223 発達過程作業療法学	3前	○	30	1		○			
		32233 発達過程作業療法学実習	3後		30	1				○	共同
		32243 内部機能作業療法学	3後		30	1		○			オムニバス
		32252 日常生活活動学	2後		30	1		○			
		32263 日常生活活動学実習	3前		30	1				○	共同
		32273 義肢装具学	3前		30	1		○			
		32282 生活行為向上マネジメント演習	2後		15	1			○		共同
		32293 職業関連活動学	3後			1			○		オムニバス 共同(一部)
		小計（17科目）	—	—		17		—			
	作 業 地 域 療 法	32302 地域リハビリテーション学	2後	○	15	1		○			オムニバス
		32313 地域作業療法学	3後		15	1		○			オムニバス
		32323 多職種連携教育	3後		15	1			○		オムニバス 共同(一部)
		小計（3科目）	—	—		3	0	—			
	小計（32科目）		—	—		32		—			
専門科目（両専攻）	発 展 科 目 A	14013 筋骨格系リハビリテーション	3前		15		1		○		オムニバス
		14023 認知のリハビリテーション	3前		15		1	○			オムニバス
		14033 痛みのサイエンス	3前		15		1	○			オムニバス
		14043 予防リハビリテーション	3前		15		1	○			オムニバス
		14053 ニューロサイエンス	3後		15		1	○			オムニバス
		14063 スポーツサイエンス	3後		15		1	○			オムニバス
		14073 ヘルスプロモーション	3後		15		1	○			
		14083 がんリハビリテーション	3後		15		1	○			オムニバス
		小計（8科目）	—	—			8	—			
	発 展 科 目 B	14093 社会自立支援技法	3前		15		1			○	共同
		14103 児童発達支援技法	3前		15		1			○	共同
		14113 地域社会支援技法	3前		15		1			○	共同
		小計（3科目）	—	—			3	—			
	小計（11科目）		—	—			11	—			

教育課程等の概要（作業療法学専攻）

科目 区分		授業科目の名称	配当 年次	主要授 業科目	時間数	単位数		授業形態			備考
						必 修	選 択	講 義	演 習	実 験・ 実 習	
総合科目（作業療法学専攻）	作業療法臨床実習	36013 臨床技能演習Ⅰ	3後		15	1			○		共同
		36024 臨床技能演習Ⅱ	4前		15	1			○		共同
		36031 早期臨床体験実習	1通		45	1				○	共同
		36042 作業療法臨床評価実習	2後	○	135	3				○	共同
		36053 作業療法臨床総合実習Ⅰ	3後	○	270	6				○	共同
		36064 作業療法臨床総合実習Ⅱ	4前	○	630	14				○	共同
		36074 作業療法地域実習	4前		45	1				○	共同
		小計（7科目）	—	—		27			—		
	作業療法	36083 作業療法特論Ⅰ	3通		15	1			○		オムニバス
		36094 作業療法特論Ⅱ	4通		15	1			○		オムニバス
		36104 作業療法総合演習	4後		60	2			○		共同
		小計（3科目）	—	—		4			—		
	作業療法研究	36113 作業療法研究法	3前	○	30	1		○			オムニバス
		36123 作業療法セミナー	3前		30	1			○		共同
		36134 卒業研究	4通	○	90	3			○		共同
		小計（3科目）	—	—		5			—		
		小計（3科目）	—	—		36			—		
合計（110科目）			—	—		138	19		—		
卒業要件及び履修方法											
<作業療法学専攻> ①教養基礎科目「初年次科目」「人間の探求」「社会の探求」「自然の探求」「言語の探求」「保健体育」の全20科目26単位から必修18単位を含む22単位以上を履修、選択科目は「人間の探求」「社会の探求」「自然の探求」「言語の探求」の8科目8単位からそれぞれ1単位以上修得する。 ②専門基礎科目「リハビリテーション基礎医学」「臨床医学」「保健医療福祉」の必修34科目52単位を修得する。 ③専門科目では、「基礎作業療法」「作業療法評価学」「作業療法治療学」「地域作業療法」の必修32科目32単位を修得する。「発展科目A」選択8科目8単位から4科目4単位、「発展科目B」選択3科目3単位から1単位修得、計37単位を修得する。 ④総合科目「作業療法臨床実習」「作業療法統合科目」「作業療法研究」の必修13科目36単位を修得する。											

カリキュラムマップ 作業療法学専攻

教育目標	1. 品格と教養を備えた質の高い医療専門職の育成	2. 科学的思考に基づく専門的知識と技術を備え、その発展に寄与する人材の育成	3. 健康科学の専門性を基礎にして社会に貢献できる人材の育成
	少子高齢社会の到来を背景に医療の高度化と多様化が進んでいる。様々な医療職が生まれ多職種協働による質の高い医療が求められており、本学においては高度化・多様化に対応できる質の高い医療専門職を育成する。	日進月歩の医学界にあって、知識と技術の飽え間ない向上は専門職としての社会的義務でもある。そうした責任感の下で、常に科学的な観点から専門性を応用し、その発展に寄与できる人材を育成する。	地域医療が多様性を帯び、医療専門職には医学的・社会的な対応が求められるようになってきた。健康科学を基礎にリハビリテーション医療の専門職として社会に貢献できる人材を育成する。



I . 高知健康科学大学の概要

I. 高知健康科学大学の概要

1. 大学、学部、学科、専攻、学位の名称

大学	高知健康科学大学	University of Kochi Health Sciences
学部	健康科学部	Faculty of Health Sciences
学科	リハビリテーション学科	Department of Rehabilitation Sciences
専攻	理学療法学専攻	Division of Physical Therapy
	作業療法学専攻	Division of Occupational Therapy
学位	学士（理学療法学）	Bachelor of Physical Therapy
	学士（作業療法学）	Bachelor of Occupational Therapy

学 科	専 攻	修業年限	入 学 定 員	収 容 定 員
リハビリテーション学科	理 学 療 法 学	4年	35名	140名
	作 業 療 法 学	4年	35名	140名
合 計			70名	280名

2. 取得可能な資格

卒業要件を満たすことにより以下の受験資格を得る。

理学療法学専攻：理学療法士国家試験受験資格

作業療法学専攻：作業療法士国家試験受験資格

II. 教育の概要

II. 教育の概要

1. 教育理念

本学の教育理念は「自律と共生」である。「自らを律し、共に生きる社会を創造する」、この理念のもと、大学教育を通してより良い社会の実現に寄与したいと願っている。この理念は、医療や福祉に携わろうとする者の基本的な立ち位置であり、踏み外してはならない道標でもある。高い倫理観のもとで病める人々や苦悩する人々に寄り添い、共に成長していける社会の創造こそが、医療や福祉の専門職として働くことの究極的な意義である。

【学 是】「自らを律し、共に生きる社会を創造する（自律と共生）」

2. 3つのポリシー

1) ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

教育目標に沿った本学での4年間の学びを通して、理学療法士や作業療法士にふさわしい以下の資質や能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対し、学位を授与する。

【大学のディプロマ・ポリシー】

- ① 医療専門職としての品格と素養を身につけている。(教養)
- ② 医療専門職として対象者に寄り添い、最善を尽くすことができる。(倫理)
- ③ 医療専門職としての基礎的知識を修得し、適切に応用することができる。(知識)
- ④ 医療専門職としての基本的技術を修得し、適切に選択すると共に安全・確実に実践できる。(技術)
- ⑤ 専門職としての科学的思考を身につけ、問題解決のための方法を志向できる。(科学)
- ⑥ 医療福祉における職業的役割を理解し、多職種と協働して活動できる。(協働)
- ⑦ 社会における医療職の役割を自覚し、専門職として地域社会に貢献できる。(貢献)

【理学療法学専攻のディプロマ・ポリシー】

- ① 医療専門職としての幅広い教養と品格を身につけ、質の高い理学療法士の素養を有している。(教養)
- ② 対象者の多様な健康問題に対し、常に対象者本位で最善の理学療法を志向する。(倫理)
- ③ 理学療法士としてリハビリテーション医学の基礎知識を修得し、望ましい理学療法を提供するため適切に応用することができる。(知識)
- ④ 理学療法士としての確かな知識を基に、基本的な評価治療技術を適切に選択し、安全かつ的確に実践することができる。(技術)
- ⑤ 対象者のもつ問題解決のために、科学的思考に基づく理学療法を実践し、その進歩発展のために研鑽できる。(科学)
- ⑥ 医療福祉における理学療法士としての役割と社会的要請を理解し、多職種と協働して活動できる素養がある。(協働)
- ⑦ 地域社会のかかえる様々な健康課題や生活課題に対し、理学療法士としての専門性を活かし積極的に支援できる能力がある。(貢献)

【作業療法学専攻のディプロマ・ポリシー】

- ① 医療専門職としての幅広い教養と品格を身につけ、質の高い作業療法士の素養を有している。(教養)
- ② より良い社会生活への適応に向け、常に作業療法士として対象者に寄り添い支えることができる。
(倫理)
- ③ 作業療法士としてリハビリテーション医学の基礎知識を修得し、適切な作業療法や社会資源を提供することができる。(知識)
- ④ 作業療法士としての確かな知識を基に、作業活動を通じた社会適応方法を選択し、基本的な身体的心理的アプローチを実践できる。(技術)
- ⑤ 対象者のもつ問題解決のために、科学的思考に基づく作業療法を実践し、その進歩発展のために研鑽できる。(科学)
- ⑥ 医療福祉における作業療法士としての役割と社会的要請を理解し、多職種と協働して活動できる素養がある。(協働)
- ⑦ 地域社会における生活上の健康課題や社会適応課題に対し、作業療法士としての専門性を活かし社会参加を支援する能力がある。(貢献)

2) カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

ディプロマ・ポリシーを具現化するためのカリキュラム・ポリシーを以下のように設定した。本学は1学部1学科2専攻であり、相互の職業的理解を深めると同時に、互いの職業的な identity を育む必要がある。理学療法学専攻・作業療法学専攻が共通する部分も少なくないが、それぞれのカリキュラム・ポリシーを定め、専門科目を中心に異なる教育課程を編成している。

【理学療法学専攻のカリキュラム・ポリシー】

- ① 1年次から4年次に向け、教養的かつ基礎的科目から専門的科目、それらを統合する総合科目へと重層的に授業科目を配置して学修成果を積み上げる。学修評価に際しては客観的評価指標を用いて到達段階を確認する。
- ② 国家資格の理学療法士を養成する専攻として、理学療法士養成校指定規則に準拠した基礎科目(教養基礎科目)、専門基礎科目、専門科目、総合科目を配置する。
- ③ 教養基礎科目には選択科目を取り入れ、学生個々の興味と関心に基づく幅広い教養を身につけ、職種を超えたコミュニケーション能力を培う。
- ④ 専門基礎科目では健康科学及びリハビリテーション医学の関連分野の学修を通して科学的思考力を育み、理学療法士としての医学的かつ専門的な知識を修得する。
- ⑤ 専門科目では理学療法学の各分野における運動療法及び治療方法を修得し、専門職としての実践力を養う。
- ⑥ 実習科目ならびに演習科目を各学年に配し、学修段階に応じた実践的技術(スキル)を身につける。
- ⑦ 発展科目においては理学療法士としての自らの学問的関心に沿った選択により、専門性を深めると同時に社会的課題への関りを学ぶ。
- ⑧ 地域リハビリテーション関連科目および発展科目Bにおいて、多職種協働、社会的貢献の実践的アプローチを体験し、医療現場の多様化や社会資源の活用など、専門職としての在り方を学修する。
- ⑨ 臨床総合実習においては医療機関を中心にした臨床環境を準備し、科学的思考に基づく知識技術の応用、倫理観や協働意識のあり方を体験する。

【作業療法学専攻のカリキュラム・ポリシー】

- ① 1 年次から 4 年次に向け、教養的かつ基礎的科目から専門的科目、それらを統合する総合科目へと重層的に授業科目を配置して学修成果を積み上げる。学修評価に際しては客観的指標を用いて到達段階を確認する。
- ② 国家資格の作業療法士を養成する専攻として、作業療法士養成校指定規則に準拠した基礎科目（教養基礎科目）、専門基礎科目、専門科目、総合科目を配置する。
- ③ 教養基礎科目には選択科目を取り入れ、学生個々の興味と関心に基づく幅広い教養を身につけ、職種を超えたコミュニケーション能力を培う。
- ④ 専門基礎科目では健康科学及びリハビリテーション医学の関連分野の学修を通して科学的思考力を育み、作業療法士としての医学的かつ専門的な知識を修得する。
- ⑤ 専門科目では作業活動や創作活動を通じた生活行為の改善と環境調整技術、対人関係技法等の基本的・専門的な知識と技法を修得する。
- ⑥ 実習科目ならびに演習科目を各学年に配し、学修段階に応じた実践的技術（スキル）を身につける。
- ⑦ 発展科目においては作業療法士としての自らの学問的関心に沿った選択により、専門性を深めると同時に社会的課題への関りを学ぶ。
- ⑧ 地域リハビリテーション関連科目および発展科目 B において、多職種協働、社会的貢献の実践的アプローチを体験し、医療現場の多様化や社会資源の活用など、専門職としての在り方を学修する。
- ⑨ 臨床総合実習においては医療機関を中心にした臨床環境を準備し、科学的思考に基づく知識技術の応用、倫理観や協働意識のあり方を体験する。

3) アドミッション・ポリシー（入学受け入れの方針）

- ① 医療専門職を目指すうえでの入学資格を満たす基礎的な学力を有し、学習努力を継続できる者。
(教養・知識)
- ② 専門分野に興味と関心を持ち、意欲的に取り組むことのできる者。(探求心)
- ③ 多様な人々と交わることのできる柔軟性と寛容さ及び倫理観を兼ね備えた者。(協調性・倫理観)
- ④ 社会の一員として地域に貢献する意欲と行動力のある者。(貢献・積極性)

3. 教育課程（カリキュラム）

1) 教育課程の概要

リハビリテーション学科における教育課程は、2つの専攻ともに110科目を準備し「教養基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」「総合科目」の分野により同様の構成がなされている。リハビリテーション専門職という協働する職種であると同時に独自の専門性を有する医療職であるという観点から、教育課程の編成に際し、以下①～⑥の基本的考え方が組み込まれている。

- ① 理学療法士・作業療法士の養成課程として厚生労働省の養成校指定規則に定められた 101 単位以上を各分野に配置する。その上で、医療人としての教養を身に付ける「教養基礎科目」群と、専門性を深化させ広げるための「発展科目」群が組み合わせられた科目編成（合計 157 単位：卒業要件 147 単位以上）とする。
- ② 教養基礎科目は専攻に関わらず社会人として身に付けるべき素養であるため、同じ教育課程として合同で受講する（語学など一部は専攻ごとの受講）。そして、医療人として興味と関心の偏りを防ぐために各分野に必修科目を配置し、同時に個々の学生の探究心を喚起するために選択科目を置き主体的な学びを育成する。その際、四国や高知県の有する地域課題にも目を向け、理解が深め

られるよう編成する。

- ③ 専門基礎科目は、理学療法学専攻と作業療法学専攻に共通する専門性の基礎となる部分であるため、共通の教育区分とし、合同で受講する（一部専攻ごと）。演習科目等の科目特性に応じて専攻別の開講となる。また、必要に応じて複数の教員が指導する共同科目とした。本学科の特徴的な科目編成として基礎医学分野（解剖学、生理学）に重きを置いており、多くの科目を配している。
- ④ 専門科目（発展科目を除く）は、それぞれの職種の専門性を身に付ける分野であるため基本的に専攻ごとの授業科目を構成している（多職種連携教育など一部は合同科目）。理学療法及び作業療法の主要科目である「基礎学」「評価学」や「治療学」を構成しており、国家資格取得の根幹となる重要な科目群である。
- ⑤ 専門科目の「基礎学」「評価学」「治療学」に加えて、より発展的な専門性を探求し志向するため、「発展科目」を専門科目群の中に位置付けている。「発展科目 A」は探究心を育む選択科目として幅広い科目を開講する。「発展科目 B」では複数の教員が指導し実践的な学修の中で学生の主体性を培う。これらは専攻をこえて共に学ぶ。
- ⑥ 総合科目においては、その大部分を占める臨床実習が中心となるが、これはそれぞれの学修段階で医療人としての自覚と品格を身に付け、知識と技術を確認するものである。4年次の最終段階においては総括的科目として卒業研究や研究法を配置する。

2) 科目一覧・カリキュラム・マップ

理学療法学専攻（学生便覧：p5～8）

作業療法学専攻（学生便覧：p9～12）

4. 教育指導体制について

履修に関する修学上のこと、学生生活全般にわたり教員が相談を受け助言、指導できる学生サポート体制があるので、学生は必要に応じてこれらを積極的に活用できる。

学生の教育指導は、クラスチューターが中心となっていくが、その他にもグループチューター、学生支援室の支援を受けることができる。なお、各教員間でも情報共有を密にし、基幹教員全体でサポートできる体制を整えている。

1) クラスチューター

クラスチューターは、入学から卒業まで4年間の学生生活全般（学習状況・生活態度・キャリアプラン）を支援する。各学年にクラスチューターとしてメインチューターとサブチューターを配置する。

2) グループチューター

ラーニングリテラシーの担当教員をグループチューターとしてクラスチューターと連携しながら学生の生活全般について支援を行う。

3) 学生支援室

学業・進路・就職など卒業後や在学中のキャリアに関することなどについて、学生からの相談に応じ、サポートを行う。配置職員は教員である学生支援室長と専任事務職員1名、キャリアコンサルタント（非常勤）1名の計3名で、学生サポートの専門として研修を重ねたスタッフである。加えて、学生の心理

的ストレスに対処するため必要に応じて外部のカウンセリング専門家を招き相談に応じる。

4) オフィスアワー

授業内容について学生からの質問や相談に応じるオフィスアワーを各教員ごとに定め、シラバスに明示する。また、オフィスアワーに限らず各教員研究室の訪問は、在室時には随時対応が可能である。なお、事前にアポイントメントを取ることが望ましい。

III. 授業科目履修規則

高知健康科学大学 授業科目履修規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、高知健康科学大学学則（以下「学則」という。）に基づき、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(学 年)

第 2 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 3 条 学年を分けて次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が教育上特に必要と認めるときは、日程を変更する場合がある。

(休業日)

第 4 条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

開設記念日 6 月 22 日

夏季休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで

冬季休業 12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで

学年末休業 3 月 21 日から 3 月 31 日まで

ただし、休業日においても、講義・演習・実習の内容等により特別講義や臨床実習あるいは試験を行くことがある。また春、夏、冬季の休業日の期日を変更することがある。

2 前項の規定にかかわらず学長が教育上特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(修業年限と在学年限)

第 5 条 学年限は、各学年 2 年以内とする。

2 第 16 条の規定による再入学の場合の在学期間には、入学前の本学における在学期間を通算するものとする。

(教育課程)

第 6 条 教育課程は、別表Ⅰ・別表Ⅱの教育課程表に基づき、教育内容によって教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び総合科目に区分し、これを各年次に配当して編成する。

(単位の算定)

第 7 条 1 単位の授業科目は、文部科学省の大学設置基準により、原則として授業時間内での学修とそれ

以外での自主的な学修を合わせて 45 時間の学修を必要とする内容をもって 1 単位とし、次の基準により計算するものとする。

- 1) 講義及び演習については、15～30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2) 実習及び実技については、30～45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 3) 教養基礎科目及び専門基礎科目では 15 時間を 1 単位、専門科目の講義科目では 15 時間もしくは 30 時間をもって 1 単位とする。

(講義時間)

第 8 条 講義時間は、90 分として以下の通り授業を行う。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行う場合がある。

1 時限	9 : 00 ～ 10 : 30
2 時限	10 : 40 ～ 12 : 10
3 時限	13 : 20 ～ 14 : 50
4 時限	15 : 00 ～ 16 : 30
5 時限	16 : 40 ～ 18 : 10

(授業科目の種類、履修方法)

第 9 条 授業科目の種類は、履修の方法により、必修科目及び選択科目とする。

- 2 必修科目は、原則として当該授業科目の配当年次で履修するものとする。
- 3 選択科目は、任意に選択のうえ履修し、卒業要件に必要単位以上履修するものとする。
- 4 3 年次配当の臨床総合実習 I を受講するためには、12 月末までに臨床総合実習 I を除く 1 年次から 3 年次までの卒業要件を満たす科目を修得しておくことを原則とする。
- 5 2 年次配当の臨床評価実習を受講するためには、3 年次への進級要件を満たしていることを原則とする。

(履修登録)

第 10 条 選択科目または再履修科目については、各年度各期初めに履修登録の手続きを行うことが必要となる。

- 2 選択科目については、開講する各期の初めに説明を受けた後、指定する期間内に選択科目アンケートに回答する。
- 3 再履修の科目については、再履修時の注意点や履修計画等について、クラスチューターから説明を受けた後、別途通知する期間内に履修登録する。

(授業の遅刻・欠席・公欠の取り扱い)

第 11 条 遅刻の取り扱いは、授業開始時刻から授業開始後 20 分以内とする。授業開始後 20 分を経過した場合は、欠席とする。また、同一授業科目における遅刻 3 回あるいは早退 3 回で欠席 1 回とする。

2 次の各号の一つに該当する場合は、公欠願（第 5 号様式）を提出し、公欠と認められた者については、欠席とならない。

- 1) 忌引の場合（父母 7 日、祖父母 3 日、兄弟姉妹 3 日、叔父叔母 2 日、曾祖父母 2 日）
- 2) 伝染病発生ならびに罹患による登校停止の場合（医師の診断書添付）
- 3) 天災その他の非常災害が発生した場合
- 4) 就職試験を受験する場合

- 5) その他学長が必要と認めた場合
- 3 やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかったときは、その事由を付して、事後速やかに届出なければならない。

(休講・補講)

第 12 条 大学または科目担当教員のやむを得ない理由により、授業を休講とする場合がある。休講の案内は、配信による掲示にて告知する。なお、休講となった授業は後日、補講を開講する。補講の案内についても、配信による掲示にて告知する。

(履修の認定)

- 第 13 条** 授業科目の履修の認定は、当該授業科目の授業の 3 分の 2 以上に出席した者について行うことを原則とする。
- 2 前項の認定は、授業科目責任者が行う成績評定に基づき教授会が認定する。
- 3 早期臨床体験実習、臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱ、地域実習については、各専攻の実習判定会議の成績評定に基づき教授会が認定する。
- 4 早期臨床体験実習、臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱ、地域実習については、第 1 項の規定にかかわらず、実習の出席日数が規定に満たない場合、実習判定会議において協議し、必要と認める場合には補充実習を課することができる。

(実習停止)

- 第 14 条** 早期臨床体験実習、臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱ、地域実習において、学生が次の各号の一に該当するときは、臨床実習判定会議で協議し、教授会の議を経て、学長は実習の停止を命ずることができる。
- 1) 実習生として、ふさわしくない行為があった場合
- 2) 正当な理由なくして出席が常でないと認められた場合
- 3) 実習指導者が早期臨床体験実習、臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱ、地域実習の継続を困難と認めた場合
- 4) その他、学長が早期臨床体験実習、臨床評価実習及び臨床総合実習Ⅰ・Ⅱ、地域実習の継続を困難と認めた場合

(試 験)

- 第 15 条** 試験は定期試験、再試験、追試験及び随時試験とする。
- 2 定期試験は、原則として毎学期末の試験期間中に行うものとする。
- 3 試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- 4 病気その他やむをえない事由により定期試験を受けなかった者には、願い出（別記第 1 号様式）により認められた者に限り、追試験を行う場合がある。
- 5 定期試験または追試験の不合格の者で、履修状況及び試験結果等を勘案し、担当者が合格の見込みがあると認めた者に対し、再試験を行うことがある。再試験における成績の評価は、60 点を限度とする。
- 6 再試験もしくは追試験を受験する場合は、1 科目につき 3,000 円の試験料を徴収する。
- 7 試験における遅刻の取り扱いは、試験開始後 20 分以内とする。
- 8 定期試験等において不正行為を行った場合、原則として当該学期中におけるそれまでの受験科目をすべ

て無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

(試験受験資格)

第 16 条 授業時間の 3 分の 2 以上出席している者

2 授業料その他の納付金を納入している者

(成績の認定)

第 17 条 学則の第 20 条の第 2 項に規定する成績の評価は、S、A、B、C 及び D の 5 種の評語をもって表し、それぞれに対してグレード・ポイント (GP) を付与する。

成績評価	評点	GP	評価基準
S (秀)	100～90 点	4.00	学修目標をほぼ完全に達成するか、傑出した水準に達している
A (優)	89～80 点	3.00	学修目標を相応に達成している
B (良)	79～70 点	2.00	不十分な点があるが、学習目標を相応に達成している
C (可)	69～60 点	1.00	学修目標の最低限は満たしている
D (不可)	59点以下	0.00	不合格
R (認定)	—	—	単位認定科目 (GPA対象外)

- 2 本学に入学する以前に、他大学あるいは理学療法士・作業療法士養成校等で修得済みの単位については、単位認定願 (別記第 3 号様式) を提出し、審査を受けなければならない。学則に基づき教務委員会で審査のうえ教授会の議をへて学長が認定する。この場合、互換性のある科目について、授業内容および授業時間数 (単位数) を確認のうえ 30 単位を限度に認定する。
- 3 他の大学又は短期大学における授業科目について教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 本学、他の大学で単位認定を受けた科目の成績評価は R とし、GP を付与しない。
- 5 科目に対して成績評価に応じた GP を付与し、下記の計算式により平均値である GPA (Grade Point Average) を累積 GPA として算出する。数値は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。
- 6 GPA の取り扱いは、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に活用することを目的とする。GPA をもとに選択科目の振りわけ、卒業研究に向けての希望ゼミの優先順位づけ、臨床実習施設の配置などに利活用する。また、奨学金の対象認定にも利用する。

GPA 計算式：〔履修科目の単位数×当該科目の GP〕の総和 / 登録科目の総単位数

- 7 学生に配布する「個人成績表」には、履修登録されたすべての科目の成績評価と、当該学年の累積 GPA を記載する。

- 8 「成績証明書」には、合格した科目についてのみ成績評価を記載し、申請時期に応じて学年修了時もしくは卒業時の累積 GPA を記載する
- 9 累積 GPA が著しく低い場合は、個別に改善努力を促す指導を行う。

(進級の認定)

第 18 条 学則第 22 条に規定する進級の認定は、次の条件を満たした者に対し、教授会が行う。

- 1) 2 年次への進級は、1 年次卒業要件単位数の内 30 単位以上を修得した者
- 2) 3 年次への進級は、2 年次までの卒業要件単位数の内 70 単位以上を修得した者
- 3) 4 年次への進級は、3 年次までの卒業要件単位の全てを修得した者

(再履修)

第 19 条 未修得科目については、再履修を原則とする。

- 2 単位未修得者に対しては、単位の修得状況を勘案し、履修指導を行うこととする。

(卒業要件)

第 20 条 本学健康科学部リハビリテーション学科の卒業要件は、理学療法学専攻・作業療法学専攻ともに次の要件を全て満たした者とする。

- 1) リハビリテーション学科に 4 年以上在籍していること
- 2) 必修科目 138 単位と選択科目 9 単位以上の合計 147 単位以上を修得すること
- 3) ディプロマ・ポリシーを満たすと認定されること
- 4) 必要な学納金を完納していること

(学位の授与)

第 21 条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学士（理学療法学）	Bachelor of Physical Therapy
学士（作業療法学）	Bachelor of Occupational Therapy

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

IV. 学生生活に関する手続き規則

高知健康科学大学 学生生活に関する手続き規則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、高知健康科学大学学則（以下「学則」という。）の施行に関し、高知健康科学大学学生（以下「学生」という。）の守るべき必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 章 誓約書

(誓約書)

第 2 条 高知健康科学大学（以下「本学」という。）に入学する者は、本学の定める期日までに所定の様式により、次に掲げるものを提出しなければならない。

- 1) 誓約書（第1号様式）
- 2) その他本学の指定するもの

第 3 章 学生証

(学生証)

第 3 条 学生は入学時に交付を受けるものとする。

(学生証の携帯)

第 4 条 学生証は常時携帯し、本学の教職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(学生証の再交付)

第 5 条 学生証を紛失しまたは汚損したときは直ちに学生証交付願（第2号様式）を提出し、再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第 6 条 学生証は卒業、退学、除籍等により学籍を離れた場合は、直ちに返納しなければならない。

第 4 章 住所届及び身上異動届

(住所届)

第 7 条 学生は毎学年の始め及び住所等を変更したときには住所決定（変更）届（第3号様式または調査フォーム）を提出しなければならない。

(身上異動届)

第 8 条 学生は改姓等その他一身上に異動があったときには、直ちに身上異動届（第4号様式）を提出しなければならない。

第 5 章 欠席、遅刻及び早退

（欠席、遅刻及び早退手続）

第 9 条 同一授業科目における遅刻3回あるいは早退3回で欠席1回とする。

- 2 次の各号の一つに該当する場合は、公欠願（第5号様式）を提出し、公欠と認められた者については、欠席とならない。
 - 1) 忌引の場合（父母7日、祖父母3日、兄弟姉妹3日、叔父叔母2日、曾祖父母2日）
 - 2) 伝染病発生ならびに罹患による登校停止の場合（医師の診断書添付）
 - 3) 天災その他の非常災害が発生した場合
 - 4) 就職試験を受験する場合
 - 5) その他学長が必要と認めた場合
- 3 やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかつたときは、その事由を付して、事後速やかに届出なければならない。

第 6 章 健康診断

（健康診断）

第 10条 学生は本学の実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 学生は校医による健康診断の結果に基づき、学長が行う健康管理に従わなければならない。

第 7 章 休学、復学及び退学

（休学、復学及び退学）

第 11 条 休学、復学及び退学の許可をうけようとする者は、学則に基づき、それぞれ休学願（第6号様式）、復学願（第7号様式）または退学願（第8号様式）に必要な書類を添え学長に願い出なければならない。

第 8 章 学生団体

（学生団体の結成等）

第 12 条 学生が本学の学生を構成員とする団体を結成しようとするときは、あらかじめ学生団体結成許可願（第9号様式）に、団体規約及び会員名簿を添えて学長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 学生は前項の団体の結成に当たっては、本学の教員の中から顧問を定めなければならない。
- 3 第1項の規定により承認された学生の団体（以下「学生団体」という。）は、名称、規約、代表者または顧問を変更しようとするときは、許可を得なければならない。
- 4 学生団体の代表者は団体を解散したときは、速やかに学生団体解散届（第10号様式）を学長に提出しなければならない。
- 5 学生団体の行為が本学の目的に著しく反すると認められたときは、学長はその解散を命じることができる。

（団体活動助成）

第 13 条 学生生活の福利厚生に資することを目的とし、学生団体の諸活動に対し、助成を行う。

2 団体活動助成に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 集 会

（集 会）

第 14 条 学生または学生団体が学内において集会または行事をしようとするときは、責任者を定め、集会・行事願（第11号様式）を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 10 章 掲 示

（掲 示）

第 15 条 学生または学生団体が校内において掲示物を掲示しようとするときは、責任者を定め、掲示許可願（第12号様式）を提出し、学長の許可を得た上で所定の掲示板に掲示しなければならない。

第 11 章 施設・備品の使用

（使用手続）

第 16 条 学生が本学の施設・備品を使用しようとするときは、あらかじめ施設・備品使用許可願（第13号様式）を提出し、許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 1) 許可を受けた使用場所、期間または時間を厳守すること
- 2) 許可を受けた場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと
- 3) 施設・備品を汚染し、または損傷しないこと
- 4) その他施設・備品の管理上必要な事項については、学長の指示に従うこと

（使用目的の不適合条件）

第 17 条 次の各号の一つに該当するときは本学の施設・備品を使用することを許可しない。

- 1) 営利を目的とするもの（福利厚生のためのものを除く）
- 2) 違法または不当な行為を行うもの
- 3) その他学長が不適合と認めるもの

（許可の取消等）

第 18 条 学長は次の各号の一つに該当するときは、必要な是正処置を命じ、または使用の許可を取り消すことができる。

- 1) 使用条件に違反したとき
- 2) 使用願に虚偽の記載があったとき
- 3) 本学において当該施設・備品を使用する必要性が生じたとき

(損害賠償)

第 20 条 施設・備品を使用する者は、当該施設・備品を汚染し、または損傷した場合は、当該損傷額に相当する金額を賠償するものとする。

第 12章 駐車・駐輪許可

(駐車・駐輪許可願)

第 21 条 自家用車両（自転車・バイク含む）を利用する者は駐車・駐輪許可願（第14号様式または調査フォーム）を提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

V. 附属図書館規程

高知健康科学大学附属図書館規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高知健康科学大学附属図書館（以下「図書館」という。）運営管理について必要な事項を定める。

（管理責任者及び運営組織）

第2条 図書館の運営のため、図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、責任者を図書館長とする。

2 委員会は高知健康科学大学（以下「本学」という。）の図書に関する事項について調査審議をおこなう。

（開館日及び開館時間）

第3条 図書館は、次号に掲げる日を除き開館する。

- 1) 土曜日
 - 2) 日曜日
 - 3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 4) 開設記念日（6月22日）
 - 5) 年末年始（12月29日から翌1月3日）
- 2 開館時間は9時から20時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長は必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（利用者）

第4条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は次のとおりとする。

- 1) 本学の学生
- 2) 本学の教職員および非常勤講師
- 3) その他、図書館長の認めた者

（館内閲覧）

第5条 利用者は、図書館が所蔵する図書、逐次刊行物、その他の資料を図書館内で原則として閲覧することができる。

（館外貸出）

第6条 図書の貸出を希望する者は、所定の手続きを行う。

- 2 同一人に対して一時に貸し出す冊数は、5冊以内とし、その貸出期間は2週間以内とする。借覧中の図書を返却した場合は、この冊数を改めて借り替えることができる。
- 3 貸出を受けた図書は、他に転貸してはならない。また必ず期間中に返却しなくてはならない。貸出期間中であっても、必要があるときは、返却を命じることがある。
- 4 返却日が閉館の場合はその前日を返却日とする。
- 5 図書の貸出時間は、9時～17時とする。

- 6 図書の貸出については、別途定める
- 7 辞書、図譜、資料、逐次刊行物、その他図書館長が指定した図書は貸し出さないものとする。

（ミーティングルームの使用について）

第7条 ミーティングルームの使用を希望する者は、所定の手続きを行う。

- 2 使用目的は、学習、ゼミ活動を主とする
- 3 使用を希望する者は OPAC で予約する
- 4 貸し出し時間は、9時から20時までとする
- 5 使用時間は、最短30分から最長90分を原則とする
- 6 使用人数は、複数名からとする
- 7 室内は、食事は禁止とし、蓋つきの飲み物のみ許可する
- 8 使用者は、使用後に部屋の清掃に留意し清潔に保つこと

（規律保持）

第8条 図書館においては、規律を遵守するとともに、次の事項を守らなければならない。

- 1) 静粛にすること
- 2) 秩序を乱さない
- 3) 館内の飲食については原則禁止

（弁償）

第9条 図書館の利用者が、図書を破損、紛失したときは相当の代価を支弁するものとする。

（貸出禁止等）

第10条 この規程に違反した者には、図書館の利用を禁止し、図書の貸出を行わないことがある。

（補則）

第11条 この規程の実施に必要な事項は、図書館長が定める。

附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

VI. 団体活動助成規程

高知健康科学大学 団体活動助成規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、高知健康科学大学 団体活動助成（以下「団体活動助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 学生団体の諸活動に対し助成を行うことにより、学生生活の福利厚生に資することを目的とする。

(助成内容)

第 3 条 団体活動助成の内容は、以下の通りとする。

- 1) 活動に対する助成金の支給
- 2) その他必要と思われる助成

(助成団体の対象)

第 4 条 助成団体の対象は、以下のとおりとする。

- 1) 学長より許可を受けた学生団体であること

(助成団体の認定)

第 5 条 助成を希望する団体は、所定の様式（助成団体様式第 1 号、様式第 3 号）にて申請を行う。

2 助成対象団体としての認定は、学生生活委員会の審議を経て、学長が行う。

(助成団体の義務)

第 6 条 団体の代表責任者は、毎年 1 月に所定の様式（助成団体様式第 2 号）により活動報告を行う。

2 活動報告を怠った場合、次年度の助成金支給を停止する場合がある。

(助成の継続及び金額)

第 7 条 助成の継続は、前条第 1 項により提出される活動報告書（助成団体様式第 2 号）と団体活動助成申請書（助成団体様式第 3 号）によるものとする。

2 助成金額は、原則として 1 団体につき年額 10 万円を限度とし、年度ごとに学生生活委員会の審議の上、学長が決定する。

(助成の解消)

第 8 条 助成を解消するのは、以下のとおりとする。

- 1) 助成対象に該当しなくなった場合
- 2) 団体が助成を辞退した場合
- 3) その他学長が、助成を不相当と認めた場合

2 助成を解消した場合は、すみやかに当該年度の活動報告を行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

VII. 学生生活の手引き

高知健康科学大学 学生生活の手引き

学生生活に関する手続きや疑問については、教職員が相談に応じ助言や支援を行います。そして、皆さんが円滑な学生生活を送るために、以下の事柄に留意してください。

1. 学納金の納付

授業料等の学納金及び臨床実習宿舍経費は、皆さんが本学の学生として教育を受けるために納付するものです。必要な納付が確認されない場合は、講義や実習の受講、単位認定の試験等が認められない場合がありますので、十分に留意してください。

1) 納付方法

- ① 授業料等学納金は、前期分と後期分の2回に分けて納付して下さい。
- ② 分割による納付額は、年間納付額の半額が各期の納付額です。
- ③ 納付期限は前期分は毎年4月25日まで、後期分は毎年10月25日までに納付して下さい。

2) 納付した学生の権利

- ① 講義・実習・定期試験（講義出席日数が充たされている場合）を受ける権利
- ② 学校の施設を利用する権利
- ③ 臨床実習を受講する権利
- ④ その他教育上の各種便宜を受ける権利

3) 未納付の際の留意点

- ① 講義や実習の受講・試験等が認められない事があります。
- ② 進級が認められず、除籍処分となる事があります。除籍の場合は、それまでの履修単位が無効となります。
- ③ 卒業時には、全ての学納金が納付されていなければ卒業が認められません。

4) 休学者の学納金取り扱い

- ① 各期（前期開始日4月1日、後期開始日10月1日）に入る前に「休学願」が提出された場合には、施設拡充費のみを納付して下さい。
- ② 各期（前期開始日4月1日、後期開始日10月1日）に入った後に「休学願」が提出された場合は、授業料、実験実習費、施設拡充費等の学納金を納付して下さい。

5) 退学者の学納金取り扱い

- ① 各期（前期開始日4月1日、後期開始日10月1日）に入る前に「退学願」が提出された場合には、以降の学納金は発生いたしません。
- ② 各期（前期開始日4月1日、後期開始日10月1日）に入った後に「退学願」が提出された場合は、学納金の納付が必要です。

6) 新入生の授業料等学納金

- ① 3月25日までに「入学辞退届」が出された場合は、入学金を除く学納金を返金いたします。
- ② 4月 1日以降「入学辞退届」が提出された場合には、入学金を含む学納金は返金いたしません。
- ③ 3月 1日以降入学式までに「休学願」が提出された場合は、休学者として取り扱います。

7) 臨床実習関連経費

1年次から4年次に実施される各種臨床実習においては、宿舍費、光熱水費等の学納金には含まれない生活上の経費が発生します。本学ではこれらを学生間で等しく分担するために、臨床実習関連経費として合計300,000円を3～4年次に分けて一律徴収いたします。

2. 各種証明手続等

在学証明書等の各種証明書が必要な時は、所定の交付申請用紙に必要事項を記入し、事務局へ提出してください。なお、交付には余裕をもって申請してください。

事務局窓口取扱時間平日 8:00～18:15

3. 学籍と掲示

1) 学籍

学籍とは、本学の学生としての身分を有することを意味するものです。したがって入学によって本学の学籍を取得し、卒業、退学、除籍等によって本学の学籍は消滅します。

2) 学籍番号

学籍番号は、学生各々の学籍を記号で表したもので、入学から卒業するまで変わらず学生固有の番号となります。また、試験の際や、各種証明書の交付などに必要となりますので、正しく記憶してください。

<例：2024年度入学生：学籍番号12401>

学籍番号 1 2 4 0 1		
学科コード	入学年度 (西暦下2ケタ)	学生 番号
理学療法学専攻 1		
作業療法学専攻 2		

3) 学生証

学生証は、準則に定めっているとおり常時携帯してください。なお、紛失または汚損したときは、速やかに再交付を受けてください。

4) 公用掲示

本学が学生に対して行う通知及び連絡は、すべて掲示（配信を含む）により行います。掲示の方法は学内掲示と配信により行います。掲示した事項は、全学生に周知したものととして取り扱いますので、毎日必ず見る習慣をつけてください。掲示物を剥がしたり、汚損した場合は、処罰の対象となります。

5) 学生用掲示板

学内において、ポスター等を掲示しようとするときは、掲示許可願を提出し、許可をうけた上で掲示してください。

4. 修学上の諸注意

1) 学年暦と授業時間割

授業日程は、学年暦及び授業時間割によって行われます。授業時間は、下記の通りです。担当教員の都合及び学校行事等のやむを得ない事情が生じた場合には休講する場合があります。この場合には、あらかじめ、掲示により通知しますのでご注意ください。なお、休講の掲示がなく、始業から10分を経過しても担当教員が来ない場合は、クラス委員が事務局まで申し出て、その指示に従ってください。

第1時限	9時00分～10時30分
第2時限	10時40分～12時10分
第3時限	13時20分～14時50分
第4時限	15時00分～16時30分
第5時限	16時40分～18時10分

2) 補講期間

補講期間中に、補講のほか集中講義等が実施される場合があります。この場合には、あらかじめ掲示によって通知します。

3) 欠席遅刻及び早退

出席状況は履修認定の際に非常に重視されます。出席状況不良の場合、定期試験が受験できません。また、定期試験を欠席した場合、定期試験期間内に所定の用紙で願い出たうえ、教授会でやむを得ない事由と認定されなければ追試験は実施されませんので十分に留意してください。なお、病気その他の事由により授業を欠席、遅刻及び早退した（しようとする）場合は、必ず所定の用紙で事務局まで届け出て下さい。

4) 単位互換

他の大学等で取得した単位の本学での認定を希望する場合は、所定の期日までに単位認定願を事務局に提出してください。また、他の大学の授業科目を履修しようとする場合は、学外履修願を提出してください。これらの取り扱いは教授会の審査により許可及び認定が行われます。詳細については事務局まで問い合わせて下さい。

5) 履修登録手続き

- ① 選択科目及び再履修科目については、履修登録の期限までに手続きが必要です。
- ② 選択科目については、開講する各期の初めに説明を受けた後、指定する期間内に選択科目アンケートに回答して下さい。
- ③ 再履修の科目については、再履修時の注意点や履修計画等について、クラスチューターから説明を受けた後、別途通知する期間内に履修登録して下さい。

6) 試験注意事項

- ① 授業時間の3分の2以上出席し、授業料等を納付しないと受験できません。
- ② 遅刻は試験開始20分までとし、試験開始後30分は退室することができません。
- ③ 定期試験等において不正行為を行った場合、原則として当該学期中におけるそれまでの受験科目をすべて無効とし、残りの科目については受験を許可しない場合があります。また、学則により処分される場合がありますので十分留意してください。
- ④ 再試験は、履修状況及び試験結果等を勘案し実施されます。不合格となっても再試験が実施されない場合がありますので、定期試験で合格するよう努めてください。
- ⑤ 再試験の手続きは、再試験日の前日までに必ず完了してください。

7) 提出及び手続き期限等

レポート等の提出物の提出及び再試験、追試験の手続き期限は遵守してください。期限後は、原則として手続きができませんので十分留意してください。また、口頭試問等の時間についても厳守して下さい。

8) 試験結果及び単位認定

試験終了後、再試験該当者について、配信による掲示にて通知します。また、単位認定についても、配信による掲示にて通知します。

9) 進級

本学は、単位制となっていますが、配当年次で単位取得ができなければ、進級できない場合がありますので、配当年次で単位取得するよう努めて下さい。

10) 成績通知

成績通知書はクラスチューターより、各自に配付します。また、学生の同意のもと保護者宛にも通知します。

11) 緊急時の取り扱い

- ① 暴風、大雨、洪水の各警報の発令時及び地震その他の災害時には、状況判断の上対応し、指示します。大学ホームページや配信の確認し、必要に応じ大学に連絡して下さい。なお、テレビ、ラジオ等を通じて連絡する場合もあるので注意してください。
- ② 居住地または周辺地域の災害、交通機関の不通のため、やむを得ず遅刻または欠席した場合は、事後速やかにその旨を届け出てください。

12) 臨床実習（早期臨床体験実習・臨床評価実習・臨床総合実習・地域実習等）

早期臨床体験実習・臨床評価実習・臨床総合実習・地域実習等は、リハビリテーション医療の実際を体験する極めて重要な科目です。これは、実習病院等の格別の協力のもとに行われています。実習に際して必要な基礎学識を備えていなければ、対象者や受け入れ機関に不利益を与え、学修効果も低下することになります。十分に自覚し準備してください。

5. 学生支援室

学習支援や就職活動支援及び学生生活全般の相談に応じるため、学生支援室を設置しています。

1) 学生相談

学習上の問題のみならず、心身の健康上の問題など学生生活全般の相談に、クラスチュータやグループチュータと共に応じています。相談内容の秘密は厳重に守られますので、学生生活で問題が生じたときは、安心して気軽に相談、利用して下さい。

2) 就職支援

学生支援室では求人票を閲覧することができます。また、就職活動支援として本学で就職説明会を開催しています。就職活動に関わる一般教養試験対策、面接試験対策についても、逐次講座を開講しています。

6. 学生生活全般の諸注意

1) 電話の取次

学生個人の電話呼び出しや連絡には原則として応じません。家族等にも周知して下さい。

2) ロッカーの貸与

各学生に1個のロッカーを貸与しますので、各自整理整頓を心掛けてください。なお、ロッカーの鍵を紛失した場合は、事務局に速やかに届け出て下さい。この場合は実費負担となります。

3) 服装

通学時の服装は本学の学生にふさわしく、質素、端正で華美にならないものを着用するよう心掛け、実験及び実習等受講する場合には、担当教員の指示のもと所定の白衣もしくは実習を行いやすい服装を着用してください。なお、原則として白衣は学内でのみ使用し、白衣姿で学外には出ないよう注意して下さい。

4) 学内の美化

施設や備品（机・椅子等）の取り扱い、教室の整理整頓、ゴミ・紙屑の除去等、常に環境美化を心掛けてください。校舎内は土足厳禁となっていますので、指定の上履きを使用してください。

5) 喫煙

本学敷地内での喫煙は全面的に禁止します。未成年者の喫煙は法律においても禁止されていま

す。また、医療職としての健康管理上も喫煙は好ましくありません。

6) 校内での負傷・発病

学内での負傷や発病した場合のために事務局に救急薬品等を常備しています。また、体調不良の際には、保健室を利用し休養することが出来ます。利用にあたっては、必ず事務局に連絡して下さい。

7) 拾得物

校内での落とし物や遺失物があった場合は、事務局まで届け出て下さい。また、紛失した場合は事務局まで問い合わせして下さい。

8) 駐車・駐輪許可願

自家用車（バイク・自転車含む）を利用する場合は、駐車・駐輪許可願を事務局まで提出して下さい。教職員及び来客用駐車場への駐車は禁止します。また、改造車両での通学や構内への乗り入れは原則禁止します。

9) 交通事故防止

日頃から交通ルールを遵守し安全運転を心掛けてください。また飲酒運転は絶対に行わないで下さい。万一交通事故が発生したときは、事故対応の後に事務局に報告して下さい。

10) 非常事態発生における対処方法

急病、けが、災害時（交通事故、地震、火災等）の非常事態に遭遇した場合には、人命救助及び110番、119番通報等緊急対応措置をとるとともに、事務局に連絡してさくだい。

緊急連絡先 大学事務局 088-866-6119

11) その他

飲酒・喫煙については、法令を遵守して下さい。ハラスメントについても起こさないようお互い気をつけてください。

7. 福利厚生

1) 学生旅客運賃割引（学割証）

学割証が必要な学生は、事務局まで申し出て下さい。

2) 住所決定（変更）届

住所届は、毎年4月に事務局に提出して下さい。住所等を変更した場合にも届出が必要です。この届け出を怠ると、保護者への緊急連絡に支障が生じます。

3) 学生総合保険

本学に学ぶ学生の正課（講義・実習等）、学校行事、通学等において、事故や怪我等を被った場合の補償のため、本学の学生は全員加入いたします。保険適用等の詳細については、事務局まで

問い合わせして下さい。

8. 課外活動

課外活動とは、学生が主体となる正課以外のスポーツ及び芸術等に関する活動に学生が自主的に参加して行う活動です。本学では課外活動へ積極的に参加することを奨励しており、課外活動団体に対して助成金を交付しています。学生団体の結成及び継続等については、所定の手続きが必要ですので、事務局まで問い合わせして下さい。

9. 附属図書館

附属図書館の利用については、別に定めてある高知健康科学大学附属図書館規程に従い、また下記の事項に注意してください。

1) 閲覧方法

- ① 図書の検索 館内の検索システムにて検索してください。尚旧図書に関しては、配架ボードに沿って検索してください。
- ② 製本準備中の図書の閲覧
製本準備中の雑誌の閲覧希望者は、図書館職員に問い合わせてください。電子書籍については電子書籍のサイトにて閲覧できます。

2) 貸出手続き

- ① 一般図書
 1. 新規図書に関しては、自動貸出機にて手続きを行ってください。
 2. 旧図書に関しては受付カウンターに設置してある貸出ノートに記入して手続きを行ってください。
 3. 電子書籍に関しては、高知健康科学大学の電子書籍のサイトから閲覧してください。
- ② 禁帯図書
辞書・図譜・資料・逐次刊行物は、紛失した場合に補充できないため、貸し出しを行いません。

3) 返却手続き

1. 新規図書に関しては、自動貸出機にて手続きを行ってください。
2. 未登録図書に関しては受付カウンターに設置してある貸出ノートに記入して手続きを行ってください。

4) 書籍等コピー

文献の複写を希望する場合は、図書館内に設置してあるコピー機を有料（実費）で 사용할ことができます。使用時間は開館時間内です。なお文献を複写する場合は、著作権法に違反しないよう、次の点に留意してください。（コピーカードは事務局にてお求めください）

- ① 申請用紙に記入
- ② 勉学・研究を目的とする場合のみ複写できる。

- ③ 書籍全体を複写することはできない。
- ④ 一資料から複写できる部数は一部に限られる。

5) 文献取り寄せ

文献を取り寄せたい場合には、所定の用紙に必要事項を記入し、図書館職員に提出してください。
なお費用は有料（実費：現金）となります。

6) 利用上の注意

- ① 借りた図書は、大切に取り扱い、切り取ったり、書き入れたりしないでください。
- ② 館内閲覧の際、取り出した図書は必ず元の場所に戻してください。
- ③ 貸出手続きなしに図書を館外に持ち出すことは、厳に禁じます。

10. 国家試験

理学療法士または作業療法士を志望する者は、理学療法士または作業療法士の国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。免許の受領について、理学療法士及び作業療法士法第4条第1号に「罰金以上の刑に処せられた者」について、「免許を与えないことがある」とされています。道路交通法違反での指定速度超過、業務上過失傷害等の罰金など、法令違反で免許が受領できないことのないよう十分自覚して下さい。なお、罰金刑以上に処せられた場合は本学に報告し、必要書類を必ず保管して下さい。

11. 奨学金制度

奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものですが、その他にも地方公共団体及び病院や民間育英団体等の奨学金制度があります。募集についてはその都度掲示しますので、詳細については事務局まで問い合わせてください。

VIII. 学生関係規則

高知健康科学大学 学生納付金等に関する規則

(趣 旨)

第 1 条 高知健康科学大学学則第35条の規定に基づき、高知健康科学大学（以下「本学」という。）における学生納付金等の納入について、学則 36条に定めるもののほか、以下のように定める。

(入学検定料)

- 第 2 条** 本学に入学を希望する者、または、再入学を希望する者の入学検定料は、30,000円とする。
- 2 理学療法学専攻または作業療法学専攻を第2志望として志願する場合は、第2志望に係る入学検定料は徴収しない。
- 3 科目等履修生または研究生として入学を希望する者の入学検定料は、上記の定めにかかわらず10,000円とする。
- 4 既納の入学検定料は返却しない。

(学生納付金)

第 3 条 本学における学生納付金（以下「納付金」という。）は入学金、授業料、実験実習費、施設拡充費、臨床実習関連経費とする。

(納付金の納入)

第 4 条 当該年度に係る納付金は、各期の本学の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、臨床実習関連経費は前期に全額納入するものとする。

(納入期限の告示)

第 5 条 正規学生の納める納入金等については、各期に入り次第納入通知書を送付することをもって納入期限の告示とする。

(入学金等の納入)

- 第 6 条** 本学に入学する者または再入学するものの入学金は240,000円とし、学生募集要項に記載する期日または本学の指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 本学に入学する者は、学生募集要項に定めるところにより、その期日までに納付金を納入しなければならない。
- 4 入学を目的として納入した納付金は、入学年度の前年度3月25日までに入学を辞退した場合は、学生募集要項に定めるものを除き返却する。
- 5 既納の入学金は返却しない。

(納付金の額)

- 第 7 条** 正規学生の授業料は、年額 580,000円とする。
- 2 正規学生の実験実習費は、年額 340,000円とする。
- 3 正規学生の施設設備資金は、年額 320,000円とする。

(臨床実習関連経費)

第 8 条 早期臨床体験実習、臨床評価実習、臨床総合実習、地域実習およびに係る経費として臨床実習関連経費を納入しなければならない。

- 2 臨床関連経費の納入学年とその額は別に定める。
- 3 臨床関連経費の扱いについては別に定める。

(学生総合保険)

第 9 条 本学学生は、本学指定の学生総合保険に必ず加入するものとし、保険会社の提示する保険料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。

(科目等履修生の納付金)

第 10 条 科目等履修生の入学金は10,000円とし、授業料は科目ごとに履修する科目に定められている単位数に 30,000円を乗じた額を合算した額とする。

- 2 必要に応じて科目等履修生より実習費を徴収することができる。実習費の額は実習内容を勘案してその都度学長が定める。
- 3 前年度に引き続き科目等履修生を続ける場合は、入学検定料、入学金は徴収しないものとする。

(研究生の納付金)

第 11 条 研究生の入学金は 10,000円とし、授業料は在籍する月ごとに1ヶ月あたり 10,000円とする。

- 2 研究生より実験実習費、施設拡充費は徴収しないものとする。
- 3 前年度に引き続き研究生を続ける場合は、入学検定料、入学金は徴収しないものとする。

(停学者の納付金)

第 12 条 停学を命じられた者は、その期間にかかる納付金を納入しなければならない。

(休学・退学・復学の場合の納付金)

第 13 条 休学期間中に始まり、同期間中に終わる学期に係る授業料および実験実習費は徴収しない。

- 2 学期途中で休学または退学した場合、既納の納付金は返却しない。
- 3 学期途中で復学する場合、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。

(必要経費及び手数料の徴収)

第 14 条 納付金以外に必要な応じ、必要経費または手数料を徴収することができる。

- 1) 各種証明書の手数料は、1件につき 600円とする。
- 2) 追試験または再試験の手数料は、1科目につき 3,000円とする。ただし、実習または実技についての追試験または再試験の手数料は徴収しない場合がある。
- 2 前項以外の必要経費または手数料の金額及び徴収方法については、その都度理事長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

高知健康科学大学 臨床実習関連経費徴収規則

(目 的)

第 1 条 高知健康科学大学（以下「本学」という。）学生が、正規の履修科目である早期臨床体験実習、臨床評価実習、臨床総合実習、地域実習（以下「実習」という。）期間中に利用する実習関連経費及びその他の費用の支出を適正に行うため本規則を定める。

(納付義務)

第 2 条 徴収時期に実習関連経費が未納の者は、実習に参加することができない。

(実習関連経費の徴収基準及び徴収額)

第 3 条 1年次から4年次までに行う実習におおの 1 回参加した場合を基本とし、これにかかる経費を臨床実習関連経費とする。

2 理学療法学専攻及び作業療法学専攻の実習関連経費は、総額 300,000円とする。

(実習関連経費の徴収時期)

第 4 条 実習関連経費は、次に定める額及び時期に徴収する。

- 1) 理学療法学専攻及び作業療法学専攻の3年次に在籍する学生から、100,000円を前期学納金等の納付時期に合わせ徴収する。
- 2) 理学療法学専攻及び作業療法学専攻の4年次に在籍する学生から、200,000円を前期学納金等の納付時期に合わせ徴収する。

(支出費用の範囲)

第 5 条 実習関連経費のうち、本学の支出範囲は次の各号に掲げる費用とし、これ以外は学生の負担とする。

- 1) 利用宿泊施設の家賃、水光熱費、火災保険料及び自治会費
- 2) 年契約宿舍（アパート等）の合鍵複製料及び契約更新料
- 3) 新規契約宿泊施設の仲介料等の契約費用
- 4) 宿舍解約に伴う修繕費、清掃費その他の費用
- 5) 実習施設の指示により行われる個別検査
- 6) 実習期間中に利用する公共交通機関の通勤定期料金と通学定期料金の差額費用
- 7) その他校長が必要と認める費用

(進級できなかった学生の実習関連経費の扱い)

第 6 条 進級できなかった学生（以下「留年生」という。）に係る実習関連経費は、実習参加の有無を基準とし、以下の各号のとおり扱うものとする。

- 1) 理学療法学専攻及び作業療法学専攻の3年次の留年生で前年度の実習の単位未修得者から、再度実習関連経費として 100,000円を徴収する。
- 2) 理学療法学専攻及び作業療法学専攻の4年次の留年生で前年度の実習の単位未修得者から、再度実習関連経費として200,000円を徴収する。
- 3) 前記①と②は、4月から9月までの前期について休学した場合、第4条の規定にかかわらず当該年度

に係る実習関連経費を後期学納金等の納付時期に合わせて徴収する。

（実習未受講者に対する扱い）

第 7 条 実習関連経費を納入した学生が当該年度の実習を受けることができなかった場合、当該年度にかかる実習関連経費は返却する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

高知健康科学大学 科目等履修生規則

(趣 旨)

第 1 条 高知健康科学 学則39条の規定に基づき、高知健康科学大学（以下「本学」という。）における科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2) 学校教育法施行規則第77条の5の規則により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 3) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 3 条 科目等履修生として本学に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、学期の始まる日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

- 1) 入 学 願（別記第4号様式）
- 2) 履 歴 書
- 3) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選考)

第 4 条 前条の入学希望者について、教授会は選考を行う。

(入学の許可)

第 5 条 前条の選考結果に基づき合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第 6 条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年または学期のはじめとする。

(在学期間)

第 7 条 在学期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、在学期間を延長することができる。

(単位の授与)

第 8 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学長は、前項の規定により単位を与えられた者から申し出があったときは、単位取得証明書を交付する。

（授業料の納付）

第 9 条 科目等履修生は、在学予定期間に応じ、前期及び後期に区分し、6ヶ月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

（入学検定料・入学金及び授業料等）

第 10 条 科目等履修生の入学検定料、入学金、授業料等の額は別に定める。

2 科目によっては、実習費を徴収することができる。

3 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、返却しない。

（履修の中止）

第 11条 本学の規則に違反した者または病気その他の理由により科目等履修生として不適当と認められる者に対しては、学長は授業科目の履修の中止を命ずる。

（規則の準用）

第 12 条 科目等履修生については、この規則に定めるもののほか、本学学生に関する規則を準用する。

（雑 則）

第 13条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

1 この規則は、令和 6年 4月 1日より施行する。

高知健康科学大学 研究生規則

(趣 旨)

第 1 条 高知健康科学大学学則41条の規定に基づき、高知健康科学大学（以下「本学」という。）における研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1) 理学療法士養成施設を卒業した者
- 2) 作業療法士養成施設を卒業した者
- 3) その他本学において、相当の年齢に達し、理学療法士養成施設または作業療法士養成施設を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 3 条 研究生として本学に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、研究開始を希望する日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

- 1) 入 学 願（別記5号様式）
- 2) 履 歴 書
- 3) その他本学が必要と認める書類

(入学者の選考)

第 4 条 前条の入学希望者について、教授会は選考を行う。

(入学の許可)

第 5 条 前条の選考結果に基づき合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第 6 条 研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、研究期間を延長することができる。

(指導教員)

第 7 条 研究を許可した者に対して、学長は指導教員を定める。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

(研究終了報告)

第 8 条 研究生は、研究期間が満了したときまたは研究期間の途中で研究を終えたときは、研究成果の概要を記載した研究終了報告書を指導教員を経て、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の研究終了報告書を提出した者から申し出があったときは、研究主題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

(授業料の納付)

第 9 条 研究生は、研究期間に応じ、6ヶ月ごとに、6ヶ月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。ただし、研究期間が6ヶ月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第 10条 研究生の入学検定料、入学金、授業料等の額は別に定める。

2 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、返却しない。

(研究の中止)

第 11条 本学の規則に違反した者または病気その他の理由により研究の見込みがない者に対しては、学長は研究の中止を命ずる。

(規則の準用)

第 12条 研究生については、この規則に定めるもののほか、本学学生に関する規則を準用する。

(雑 則)

第 13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会で定める。

附 則

1 この規則は、令和 6年 4月 1日より施行する。

高知健康科学大学 個人情報取り扱い要領

本学は、入学手続き及び在学中の各種手続きにおいて学生から提供いただいた個人情報について、学生の利益と円滑な学校運営の観点からのみ取扱います。よって学生自身の同意の上に、以下の目的のために利用し、必要に応じて最小限の個人情報を第三者に提供することがあります。

1. 利用目的

本学が取得した学生の個人情報は以下の目的で利用されます。

- ①学籍管理、履修登録管理、成績管理、授業運営
- ②学費納付管理、健康管理、奨学金受給管理
- ③学生証及び各種証明書等の発行
- ④図書館利用管理、情報演習室利用ID 管理
- ⑤臨床実習指導者との学生情報の共有
- ⑥就職状況管理、国家試験情報管理
- ⑦学生実習宿舍管理、学生駐車場管理
- ⑧成績通知書の保護者への送付
- ⑨保護者との成績・履修相談
- ⑩卒業後の各種案内送付

2. 第三者への個人情報の提供

本学が取得した学生の個人情報は、次の関係者に限り必要最低限の情報を提供することがあります。ただし、⑤～⑧については本人からの申し出がある場合、情報の提供はおこないません。

- ①臨床実習施設及び臨床実習指導者
- ②厚生労働省（国家試験受験申請手続き等）
- ③上記1の個人情報を扱う業務を、適切な取扱いを確約し受託した外部事業者
- ④保証人（滞納学納金督促等）
- ⑤保護者（成績通知等）
- ⑦土佐リハビリテーションカレッジ同窓会（未来会）
- ⑧（公社）日本理学療法士協会、（一社）日本作業療法士協会

学則および諸規程

高知健康科学大学 学則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 高知健康科学大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的は以下のとおりとする。学校教育法（昭和22年法律第26号）及び理学療法士法及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に基づき、理学療法士及び作業療法士として必要な知識と技術を修得せしめ、併せて医療従事者としての人格形成に努めるとともに、広い教養のある社会人を育成する。

（自己評価等）

- 第 2 条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、前項の自己評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第 3 条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的研修等）

第 4 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（社会的・職業的自立に関する指導等）

第 5 条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるように大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第 2 章 学部・学科等及び修業年限

（学部・学科及び専攻）

第 6 条 本学に、健康科学部リハビリテーション学科を置き、第1条に規定する本学の目的を学部及び学科の教育研究上の目的とする。

学 科	専 攻	修業年限	入 学 定 員	収 容 定 員
リハビリテーション学科	理 学 療 法 学	4年	35名	140名
	作 業 療 法 学	4年	35名	140名
合 計			70名	280名

(在学年限)

第 7 条 在学年限は、各学年2年以内とする。

2 第16条の規定による再入学の場合の在学期間には、入学前の本校における在学期間を通算するものとする。

第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第 8 条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 9 条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開設記念日

夏季休業 8月1日から8月31日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月6日まで

学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず学長が教育上特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時的休業日を定めることができる。

第 4 章 入学・復学・再入学

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については学年の途中においても学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 11 条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条1項の規定を準用し、同条1項の規定に該当する者と

する。

- 1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 3) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 12 条 入学志願者は、本校所定の書類に検定料を添えて、所定の期間内に提出しなければならない。

2 前項の提出時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者選抜)

第 13 条 前条の入学志願者に対しては、入学者選抜を行う。

2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 14 条 前条の選抜により合格した者は、所定の期日までに入学金等学納金を納付し、誓約書、保証書、高等学校卒業証明書（またはこれに代わるもの）、その他所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを終えた者に入学を許可する。

(保証人)

第 15 条 入学を許可された者は、保証人1名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第 16 条 本学の退学者で、再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考の上、相当の年次に再入学を許可することができる。

(再入学の手続き等)

第 17 条 前条の規定による再入学等の手続き等については、第12条及び第14条の規定を準用する。

第 5 章 教育課程及び授業科目の履修

(教育課程)

第 18 条 教育課程は、別表Ⅰ・別表Ⅱの教育課程表に基づき、教育内容によって教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目及び総合科目に区分し、これを各年次に配当して編成する。

(授業期間)

第 19 条 1年間の授業を行う期間は、試験等のための期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修の認定)

第 20 条 授業科目の履修の認定は、試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 試験その他の審査における成績の評価は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

S 極めて優秀である。

A 基準を超えて優秀である。

B 望ましい基準に達している。

C 単位を認める最低限の基準には達している。

D 基準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第 21 条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係わる評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、GPA制度を導入し、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(進級の認定)

第 22 条 年次毎の進級の認定は、当該年次における授業科目の履修状況の審査により行う。

2 前項の審査の時期、対象授業科目、方法等について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 23 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前に行った授業科目の履修)

第 24 条 教育上有益と認めるときは、前条の規定は、学生が本学に入学する前に行った履修についても準用する。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する授業科目の履修は、原

則として本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第 25 条 第23条及び第24条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、60単位を超えないものとする。

(卒 業)

第 26 条 学長は、第6条に規定する在学年限を満たし、かつ、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者に卒業証書を授与する。

2 卒業に必要な単位数は次の通りとする。

学 部	学 科	専 攻	卒業必要単位数
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学	147以上
		作業療法学	147以上

(学位の授与)

第 27 条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学 部	学 科	専 攻	学位の名称
健康科学部	リハビリテーション学科	理学療法学	学士（理学療法学）
		作業療法学	学士（作業療法学）

第 6 章 休学・復学・退学

(休 学)

第 28 条 病気又は経済的理由、その他の理由により2か月以上修学することができない学生は、休学願に医師の診断書または詳細な理由を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けてその学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情のある学生については、学長の許可を受けて、更に引き続き1年以内休学することができる。

3 前2項の他、病気その他の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定め休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 29 条 休学期間は、第7条に規定する在学年限の年数を超えることはできない。

2 休学した期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(復 学)

第 30 条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

- 2 前項の場合において、病気による休学の場合にあつては、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 復学の時期は、それぞれの学期の始めの日とする。

(退 学)

第 31 条 病気又は経済的理由、その他の理由により学生が退学しようとするときは、その理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 7 章 表彰、除籍及び懲戒

(表 彰)

第 32 条 学長は、品行方正で学業成績優秀な者、その他特に善行があつて他の模範となる者に対しては、教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(除 籍)

第 33 条 学長は、次の各号の一に該当するときは、これを除籍する。

- 1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められるとき。
- 2) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。
- 3) 第7条第1項に規定する在学期間を超えたとき。
- 4) 第29条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- 5) 死亡または長期間にわたり行方不明の者で、保証人から届出のあつたとき。
- 6) 欠席が長期にわたるとき。

(懲 戒)

第 34 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分にもとる行為があつたときは、教授会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、退学、停学、訓告及び嚴重注意とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当するときに行う。
 - 1) 性行不良で改善の見込みがないとき。
 - 2) 正当な理由がなくて出席常でないとき。
 - 3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したとき。
- 4 停学の期間が2ヶ月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

第 8 章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(検定料)

第 35 条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第 36 条 入学に当たっては、入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第 37 条 各年度に係る授業料・実験実習費・施設設備資金は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

納期区分	納 期
前期（4月1日～9月30日まで）	前年度3月31日まで
後期（10月1日～3月31日まで）	9月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。ただし、施設設備資金については納付しなければならない。

(検定料等の金額)

第 38 条 検定料、入学金、授業料、その他実験実習費、施設設備資金、実習生活関連経費の額並びにその徴収方法は、別に定める。

第 9 章 科目等履修生、聴講生、研究生

(科目等履修生)

第 39 条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 40 条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 41 条 特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第 42 条 科目等履修生、聴講生及び研究生の検定料、入学金及び授業料の額、徴収方法その他必要な事項については、別に定める。

第 10 章 公開講座

(公開講座)

第 43 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 施設等

(施設等)

第 44 条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は、別に定める。

第 12 章 職員等

(学 長)

第 45 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を監督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

第 46 条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

2 前項の他、その他必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師、助教の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長、専攻長)

第 47 条 学部に学部長、学科長及び専攻長を置く。

2 学部長は、学部の業務を掌握する。

3 学科長は、学科の業務を処理する。

4 専攻長は、専攻の業務を処理する。

(事務局)

第 48 条 本校に、事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、別に定める。

第 13 章 教授会等

(教授会)

第 49 条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 50 条 学長は、教育研究上の具体的課題を検討するために各種委員会をおくことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 14 章 雑 則

第 51 条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

2 この学則の改廃にあたっては、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高知健康科学大学 ハラスメントに関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、高知健康科学大学（以下、本学という。）のすべての学生、職員及び本学関係者（以下、構成員という。）に対し、公正で安全な環境のもと、学習、実習、教育、研究、就業等の機会及び権利を保障することを目的として、ハラスメントが生じた場合、これに適切に対応をするための措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを含み、本人が意図するかしないかにかかわらず、他者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせ、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、学修環境または職場環境等を悪化させる、不適切かつ行き過ぎた言動をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

1) セクシュアル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、他者の意に反する性的な言動であり、不快な言動として受け止められ、不利益を与えたり、脅威又は屈辱感を与え、学習環境、職場環境等を悪化させたりすることをいう。

2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位又は有利な立場にある者がその地位や立場を利用し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行い、学習や研究の意欲を減退させ学習環境や教育研究環境を悪化させることをいう。

3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生活動上、優越的地位にある者がその地位や職務上等の権限を利用し、不適切な言動、指導、処遇を行い、就労その他の意欲の低下や環境の悪化をもたらすことをいう。

(構成員の責務)

第3条 構成員は、ハラスメントが本学における学習環境、就業環境等を損なうものであることを自覚し、ハラスメントのない環境を創り出し、維持するよう努めなければならない。

2 構成員は、ハラスメントに関する研修を受けるよう努めるものとする。

第2章 ハラスメント委員会

(ハラスメント委員会)

第4条 高知健康科学大学に、ハラスメント委員会を設置する。

(ハラスメント委員会の任務)

第5条 ハラスメント委員会は、第2条に該当する問題の防止及び解決のために、次の各号に掲げる事項を行う。

- 1) ハラスメントの防止啓発及び研修に関すること。
- 2) ハラスメント相談に関すること。
- 3) ハラスメント事案の調査委員会の設置が必要であると判断した場合は、調査委員会の設置。
- 4) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

(組織)

第6条 ハラスメント委員会は、学長の指名により職員の中から委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

第3章 相談窓口

(ハラスメント相談窓口)

第7条 ハラスメント委員会は、ハラスメントに関する相談への対応のため、ハラスメント委員長の指名により委員の中からハラスメント相談窓口教職員(以下、相談員という。)を配置する。

- 2 相談員は、ハラスメントに関する相談を申し出た者(以下、相談者という。)及びハラスメント被害を受けたと申し出た者(以下、被害を申し出た者という。)に対し、本学の多様な対処方法について具体的に説明する。
- 3 相談員は、被害を申し出た者が調停または調査を要請した場合は、調査委員会に相談内容及び要請内容を報告する。
- 4 相談員は、カウンセリング能力及び判断力を養うため、研修等に参加するものとする。

(相談の受付)

第8条 相談は、匿名による相談や第三者の相談も受け付ける。

- 2 相談員以外の職員が相談を受けた場合、相談者及び被害を申し出た者のプライバシーに十分配慮するとともに、その者の意向を尊重したうえで、相談員に紹介する。
- 3 相談員は、ハラスメント委員長に報告する。

(相談員の遵守事項)

第9条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 相談者及び被害を申し出た者の主体的な選択や判断を尊重すること。
- 2) 相談者及び被害を申し出た者を責めたり、解決策へ誘導したりする言動等を行わな

いこと。

3) 相談者は守秘義務を守ること。

(把握後の措置)

第10条 相談員は、被害を申し出た者から措置の要請を受けた場合、直ちに調査委員会による調査開始の判断をハラスメント委員長に要請する。

第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第11条 ハラスメント委員長は、相談員の要請を基に、件案ごとに調査委員会を設置する。

(調査委員会の任務)

第12条 調査委員会は、次に掲げる任務を行う。

- 1) 事実関係の迅速（原則 2カ月以内）な調査
- 2) 事情を知る者からの事情の聴取
- 3) 救済措置及び相手方に対する処分・措置等の提言
- 4) 相談者に対する適宜の報告

(調査委員会の構成)

第13条 調査委員会委員は、ハラスメント委員会委員長および委員で構成する。

- 2 調査委員会委員長は、ハラスメント委員会委員長が兼務する。
- 3 ハラスメント委員長は、相談の内容に応じて、外部の専門家に調査委員を依頼することができる。

(委員の欠格)

第14条 調査委員会委員は、欠格事由（例えば、ハラスメントの被申立人となったとき）が生じたときは、その職務を解く。学長は必要に応じ後任者を選出する。

(調査の手続)

第15条 調査委員会は、速やかに調査の日時及び場所を決め、調査を申し立てた者及び相手方（以下「調査当事者」という。）に通知しなければならない。

- 2 調査当事者は、それぞれ調査に際して調査委員長の許可を得て付添人を1名つけることができる。この場合における付添人は、学内者であることを要しない。

(調査委員会委員遵守事項)

第16条 調査委員会委員は、任務を遂行するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に際して、調査当事者の一方にくみした言動を行わないこと。
- (2) 調査を申し立てた者にその事実関係の証明責任を負わせないこと。

(調査の終了)

第17条 調査が次に掲げる事由に該当するときは、終了するものとする。

(1) 調査委員会の調査が終了したとき。

(2) 2カ月以内に調査が完了せず、延長しても完了する見込みがない場合で、調査委員会が、調査の終了について調査を申し立てた者から承諾を得たとき。

2 調査が終了したときは、調査委員会委員長は、直ちに調査結果を学長に報告・提言する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第18条 学長は、調査委員会の報告及び提言を受けたときは、理事長に上申する。

2 学長は提言に基づき、必要な処置及び救済措置を講ずる。この必要な処置とは、高知健康科学大学学則及び学校法人土佐リハ学院職員就業規則に基づく処分のほかに、環境改善命令、授業停止、課外活動の停止、調査委員会への再調査勧告等を含む。

(情報の公表)

第19条 学長は、対象者のプライバシーを尊重しながら、当該事案の経過と処分内容を可能な限り公表する。

2 学長は、調査当事者の要請があれば、調査委員会の調査報告を調査当事者に開示しなければならない。

3 調査当事者から調査結果への疑義の申立てが出された場合、学長は調査委員会委員長に相談のうえ、調査当事者に説明を行う。

第5章 遵守義務

(遵守事項)

第20条 ハラスメント委員会委員、相談員、調査委員会委員その他当該事案に関与した者は、任期中及び退任後においても、知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

2 ハラスメント委員会委員、相談員、調査委員会委員その他当該事案に関与した者は、調査当事者の二次被害の防止について、十分に配慮をしなければならない。

3 ハラスメントの相談及び調査における聴取を理由として、本学におけるいかなる不利益取り扱いもなされてはならない。

4 ハラスメントの相談及び調査における聴取において、虚偽の申立てや証言をしてはならない。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高知健康科学大学 学生表彰規則

（目的）

第1条 この規則は、高知健康科学大学学則 第32条の規定に基づき、高知健康科学大学（以下「本学」という。）の学部学生（以下「学生」という。）の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の基準）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は本学の学生を構成員とする団体について行うものとする。

- (1) 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体
- (4) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- (5) 特別講義の課題に提出して、審査のうえ、優秀と認められる個人
- (6) その他上記(1)～(5)と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

（表彰候補者の推薦）

第3条 本学教職員又は学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる表彰候補者がある場合は、学長に推薦することができる。

（表彰対象者の決定）

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、所定の審査機関の議を経て、表彰される者を決定する。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条(1)～(4)に該当する表彰については、原則として新年度の4月に行うものとする。

（事務）

第7条 表彰に関する事務は、教務係及び学生支援係において処理する。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

高知健康科学大学 学生届出様式一覧

授業科目履修規則

別記第1号様式		追試験受験願
別記第2号様式		学外履修願
別記第3号様式		単位認定願
別記第4号様式		科目等履修生入学願
別記第5号様式		研究生入学願

団体活動

助成団体様式第1号様式		助成団体認定願
助成団体様式第2号様式		活動報告書
助成団体様式第3号様式		団体活動助成申請書

学生準則

第1号様式		誓約書
第2号様式		学生証交付願
第3号様式		住所決定(変更)届
第4号様式		身上異動届
第5号様式		公欠願
第6号様式		休学願
第7号様式		復学願
第8号様式		退学願
第9号様式		学生団体結成許可願
第10号様式		学生団体解散届
第11号様式		集会・行事許可願
第12号様式		掲示許可願
第13号様式		施設・備品使用許可願
第14号様式		駐車・駐輪許可申請書

その他

学生旅客運賃割引証
 再試(追試)験申込書
 証明書交付願
 履歴書
 保証人変更届

追 試 験 受 験 願

令和 年 月 日

高知健康科学大学

学長 宮口 英樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年

学籍番号

氏 名 (印)

次の理由により、下記の授業科目の定期試験を欠席しましたので追試験の受験を願います。

理由

(注)該当する番号を○で囲み、内容を簡潔に記載すること。

- 1、病気(医師の診断書添付).....
- 2、親近者の死亡.....
- 3、交通機関の事故.....
- 4、非常災害.....
- 5、その他.....

記

[illegible]

学 外 履 修 願

令和 年 月 日

高知健康科学大学
学長 宮口 英樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名

高知健康科学大学授業科目履修規程第 12 条の規程に基づき、他の大学等の授業科目を履修
したいので、下記により願います。

記

志望先大学等の名称・学部・学科等	
志 望 大 学 等 に お け る 身 分	

履修を希望する授業科目					
名 称	単位数	予 定 履 修 期 間			
		年度	学期から	年度	学期まで
1、					
2、					
3、					
4、					
5、					
6、					
7、					
8、					
9、					
10、					

単位互換を予定する本校の授業科目			
名 称	単 位 数	必修・選択の別	開設年次
1、			
2、			
3、			
4、			
5、			
6、			
7、			

[illegible]

科目等履修生入学願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

郵便番号
住 所
氏 名
連 絡 先 自 宅
電話番号 携 帯

このたび、高知健康科学大学において開講される下記の授業を履修したいので許可をお願いします。

記

授業科目	単位	開講期間	担当教員氏名及び認印
			⑩
			⑩
			⑩
			⑩
			⑩

注) 非常勤講師が担当する授業については、予め当該専攻長に相談すること

研 究 生 入 学 願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

郵便番号
住 所
氏 名
連 絡 先 自 宅
電話番号 携 帯

このたび、高知健康科学大学において下記の課題で研究を行いたいので許可をお願いします。

記

研 究 課 題	
研 究 開 始 希 望 日	
研 究 終 了 予 定 日	
指 導 教 員 指 名	

注) 予め、指導を希望する教員が受け入れ可能であることを確認すること

助成団体認定願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

(代表責任者)
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() -

下記のとおり、助成団体として許可下さるようお願いいたします。

記

団 体 名	
-------	--

	氏 名	学籍番号	学年	連 絡 先
代表責任者				
会 計				
構 成 員				

顧問教員名	
-------	--

.....

助 成 団 体 認 定 書

記

名称 _____

上記の団体を団体活動助成規程に基づく助成団体として認定する。

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ㊞

活動報告書

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

(代表責任者)
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() -

下記のとおり令和 年度の団体活動を報告します。

団 体 名	
-------	--

記

1、活動内容

活動内容	場所(人数)	活動内容	場所(人数)

2、収支計画

収 入		支 出	
項 目	内 容	項 目	内 容
収 入 総 額		支 出 総 額	

次期収支差額(次年度繰越金額)	
-----------------	--

団体活動助成申請書

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

(代表責任者)
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() -

下記のとおり令和 年度の団体活動を申請します。

団 体 名	
-------	--

記

1、活動内容

活動内容	場 所	活動内容	場 所

2、収支計画

収 入		支 出	
項 目	内 容	項 目	内 容
前年度繰越金 部 費 そ の 他			
予定収入総額		予定支出総額	

希 望 助 成 額	
-----------	--

誓約書

高知健康科学大学
学長 宮口 英樹 殿

このたび、高知健康科学大学に入学を許可されましたからには、本学学生としての本分に
従って専心学業に励み、品性をただし、本学の学則及び諸規則を固く守ることを誓います。

令和 年 月 日

専攻学科	学専攻	本籍地	都道府県 (以下省略)
氏名		生年月日	年 月 日

上記学生は一切の責任と義務を負うことを誓約します。また、在学中に起こった事件及び
授業料等に対する債務の履行を遅滞した責任は、本人と連帯して遵守することを誓います。

保証人

氏名		本人との 続柄	
住所			
生年月日	年 月 日	電話番号	

※保証人は、独自生計を営み、満20歳以上の身元確実な方に限ります。(保護者可)

学生証交付願

令和 年 月 日

高知健康科学大学
学長 宮口 英樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年

学籍番号

氏名

携帯番号() -

学生証を紛失しましたので、下記のとおり再交付をお願いします。

記

1、紛失事由

2、紛失期日 令和 年 月 日

3、紛失場所

住所決定(変更)届

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏名

下記のとおり、住所を決定(変更)しましたのでお届けします。

本人住所 (入学後の住所)	〒		
携帯番号			
種 別	自宅 アパート・マンション その他()		
保 護 者 連 絡 先	(フリガナ) 氏 名		
	保護者 住 所	〒	
	連 絡 先	〈自宅電話番号〉 — — 〈携帯番号〉 — —	
通学方法	徒歩・自転車・バイク・自家用車 公共交通機関(JR・バス・路面電車)	学校までの 所要時間	時間 分位

身上異動届

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年

学籍番号

フリガナ
氏名

現住所

保証人

フリガナ
氏名

住所

下記のとおり身上異動(改姓名・転籍)がありましたので、保証人連署の上、お届けします。

旧 姓 名	
新 姓 名	
改姓年月日	令和 年 月 日
理 由	

転籍年月日	令和 年 月 日
理 由	

公 欠 願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

学専攻
第 学年
学 籍 番 号
氏 名

下記の事由により欠席します(しました)ので公欠扱いにして下さいますようお願いいたします。

記

期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

理由 _____

担当教員及び科目

科 目	担当教員名	科 目	担当教員名

学専攻 第 学年 学籍番号

氏名 殿

下記の授業を公欠扱いとします。

記

科 目	担当教員名	科 目	担当教員名

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ⑩

学部学科長	専攻長

復 学 願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年

学籍番号

氏 名

現 住 所

保 証 人

氏 名

現 住 所

下記により復学したいので許可下さるようお願いします。

記

復学の事由（詳細に）

復学希望年月日 令和 年 月 日

休学期間を許可された期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

(備考)病気で休学した場合は医師の診断書を添付すること。

学部学科長	専攻長

退 学 願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年

学籍番号

氏 名

現 住 所

保 証 人

氏 名

現 住 所

下記により退学したいので許可下さるようお願いします。

記

退学年月日 令和 年 月 日

退学の事由（詳細に）

(備考)病気の場合は医師の診断書を添付すること。

学生団体結成許可願

令和 年 月 日

高知健康科学大学
学長 宮口 英樹 殿

(代表責任者)
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() -

下記のとおり、学生団体を結成したいので許可下さるようお願いします。

記

団 体 名	
結 成 目 的	
結成年月日	令和 年 月 日
規 約	別紙のとおり
構 成 数	名(役員、会員氏名は別紙のとおり)
活 動 概 要	
顧問教員名	⑩

学生団体結成許可書

団 体 名	
代表責任者	
顧 問 教 員	

上記の団体の結成を許可します。

高知健康科学大学
学長 宮口 英樹 ⑩

学生団体解散届

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

(代表責任者)
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() -

下記のとおり、学生団体を解散しましたのでお届けします。

記

団 体 名	
解散年月日	令和 年 月 日
理 由	
顧問教員名	⑩

集会・行事許可願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

団 体 名
代表責任者
理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() —

下記のとおり、集会・行事を実施したいので許可下さるようお願いします。

記

集会・行事の名称	
集会・行事の目的	
集会・行事の参加予定人数	
集会・行事の日程	
集会・行事の場所	
連 絡 先	Tel() —

集会・行事許可書

団 体 名	
代表責任者	

上記のとおり許可します。

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ㊞

掲 示 許 可 願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名
携帯番号() ー

下記のとおり、別紙 掲示物を掲示したいので許可下さるようお願いします。

記

掲 示 責 任 者	
掲示物の名称	
掲 示 目 的	
掲 示 場 所	
掲 示 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

掲示許可証

掲示責任者	
掲示物名称	
掲示場所	
掲示期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記のとおり許可します。

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ⑩

施設・備品使用許可願

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、施設・備品を使用したいので許可下さるようお願い申し上げます。
なお、使用後は責任をもって清掃、整理整頓するとともに、紛失破損の場合は弁償いたします。

記

代 表 責 任 者	
使用施設・備品名	
使 用 目 的	
使 用 期 間	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで
使 用 人 員	

施設・備品使用許可証

代 表 責任者	
使用施設・備品名	
使 用 期 間	令和 年 月 日 時 から 令和 年 月 日 時 まで
注 意 事 項	

上記のとおり許可します。
高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ㊞

駐車・駐輪 許可申請書

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 殿

理学・作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号
氏 名

下記のとおり、駐車場を利用したいので、許可書を交付されるように申請します。

車 種 名	
車輛ナンバー	
通 学 距 離	片道 約 km

(注)車輛ナンバー記入例 スズキワゴン R 高知 500 あ 12-24

.....

上記申請書の記載事項を確認のところ、許可書の交付が適当であることを認めます。

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 ⑩

発行番号 第 _____ 号

学生旅客運賃割引証

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

高知健康科学大学学長 殿

理学・作業 療法学専攻 第 _____ 学年
学籍番号 _____
氏 名 _____ ㊞
生年月日 昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
使用期間の連絡先 _____
Tel _____

下記により学生旅客運賃割引証の発行をお願いします。

記

- 1、使用目的
- (1)正課教育授業(臨床実習・評価実習・見学実習)
 - (2)課外教育活動
 - (3)就職試験
 - (4)帰省
 - (5)見学
 - (6)その他(_____)

2、行先(_____)

2、使用期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発 着	経 由	着 地	発行枚数

再試(追試)験申込書

令和 年 月 日

高知健康科学大学学長 殿

学 籍 番 号

理学・作業 療法学専攻 第 年

氏 名

下記科目につき再試(追試)験料金を添えて申込みします。

試験日	令和 年 月 日
科 目	
担当者	

受験料は一科目につき 3,000 円とする。なお一度受理したものは理由の如何を問わず返金しない。

受験票(再・追)試験

学籍番号

理学・作業 療法学専攻 第 年

氏 名 殿

一金 3,000 円也

ただし、再試(追試)の受験料として領収しました。

試験の際は、必ずこの受験票を学生証と一緒に机上に置いて下さい。

試験日	令和 年 月 日
科 目	
担当者	

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学

学長 宮 口 英 樹 ㊞

証 明 書 交 付 願

以下の証明書の交付をお願いいたします。 【事務局控】

ふりがな			生年月日	昭和・平成 年 月 日生
氏 名				
学科・学年	理学・作業療法学専攻 第 学年・学籍番号()			
連絡先 (携帯番号)		卒業年月 (卒業生のみ)	平成・令和 年 月 卒業 (第 期生)	
現住所	〒			
本籍 (都道府県のみ)		提出先 必要理由		
種 類	手数料	申込数	備 考	
学業成績証明書	600 円	通		
卒業証明書	600 円	通		
卒業見込証明書	600 円	通		
在学証明書	600 円	通		
	円	通		
合 計	円	通		

※交付は土日祝日を含めない願出日の2日後とする。
※本申請書にご記入いただいた個人情報は、証明書作成・郵送に関する業務にのみ利用します。

証 明 書 交 付 願 領 収 書 原 票

氏 名			学生区分 (○をつける)	在学生 ・ 卒業生
学科・学年	理学・作業療法学専攻 第 学年・学籍番号()			
種 類	手数料	申込数	備 考	
学業成績証明書	600 円	通		
卒業証明書	600 円	通		
卒業見込証明書	600 円	通		
在学証明書	600 円	通		
	円	通		
合 計	円	通		

申込数	通
合 計	円

領 収 印

履 歴 書
(研究生入学 ・ 科目等履修生入学)

令和 年 月 日

フリガナ

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)

現 住 所

TEL

学 歴		
年	月	中学校卒業
職 歴		
年	月	
免許・資格		
年	月	

保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

高 知 健 康 科 学 大 学
学 長 宮 口 英 樹 様

理学 ・ 作業 療法学専攻 第 学年
学籍番号

フリガナ
氏名 ⑩

保証人 フリガナ
氏名 ⑩

下記のとおり保証人を変更しましたのでお届けします。

記

1、事由 死亡 ・ 資格喪失 ・ その他()

2、新保証人

現住所 〒

電話番号() ー

フリガナ
氏名 ⑩

職業

続柄()

昭和・平成 年 月 日生

